

平成 20 年度

# 水質汚濁物質排出量総合調査

( 調査結果概要 )

平成 21 年 3 月

環境省水・大気環境局水環境課



## 目次

1 調査目的 .....	1
2 調査概要 .....	1
(1) 調査対象事業場 .....	1
(2) 調査対象期間 .....	1
(3) 調査方法 .....	1
(4) 調査項目 .....	2
3 調査票の回収状況 .....	2
4 調査結果集計一覧 .....	3



## 1 調査目的

水質汚濁を効果的に防止するためには、各種発生源からの汚濁物質の排出を抑制することが重要であるが、合理的かつ効果的な排出規制や指導を実施するには、汚濁物質の全国的な排出源と排出量を把握しなければならない。

このため、本調査は、水質汚濁防止法の規制対象事業場における水質汚濁物質の排出量等の動向を把握して、排水基準の設定及び見直しに役立てるための基礎的資料とすることを目的とする。なお、本調査は、総務省の承認統計調査として実施している。

## 2 調査概要

### (1)調査対象事業場

本調査は、水質汚濁防止法に定める特定施設を設置する工場又は事業場(特定事業場)のうち、①一日当たりの平均的な排水量が 50m<sup>3</sup> 以上である工場・事業場、②有害物質使用特定事業場を対象とする(指定地域特定施設及び湖沼水質保全特別措置法に定めるみなし指定地域特定施設を含む)。

今年度調査の対象事業場数は、総数で 36,194 件であり、排水量・有害物質区分別の内訳では、①が 25,486 件、②が 5,089 件、③が 5,619 件であった。

所管	総数	排水量・有害物質区分			※排水量・有害物質区分 ①：排水量 50m <sup>3</sup> /日以上、有害物質使用特定事業場でない ②：排水量 50m <sup>3</sup> /日以上、有害物質使用特定事業場である ③：排水量 50m <sup>3</sup> /日未満、有害物質使用特定事業場である
		①	②	③	
都道府県	27,787	20,087	3,634	4,066	
政令市※	8,327	5,361	1,413	1,553	
経済産業省	80	38	42	0	
総計	36,194	25,486	5,089	5,619	

※政令市とは、水質汚濁防止法施行令第 10 条に基づく水質汚濁防止法上の政令市をいう。

### (2)調査対象期間

総務省の承認期限に従い、調査は平成 20 年 10 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日までの間に実施した。

承認番号： NO. 27428

承認期限： 平成 20 年 12 月 31 日まで

なお、本調査は、対象事業場における排水濃度等の前年度実績を対象としており、平成 20 年度調査で対象となる期間は、平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日までである。

### (3)調査方法

本調査は、調査対象事業場に調査票を個別配布し、事業者は排水の自主測定結果等の実績を調査票に記入、提出するアンケート調査方式で実施した。

#### <調査手順>

①調査対象名簿の作成

②調査票の印刷

- ③調査票の発送・回収
- ④調査票の整理とデータ入力
- ⑤集計・解析及び結果のとりまとめ

#### (4)調査項目

調査項目は、次の4項目とした。

- ①従業員数、出荷額等の事業規模、稼働状況、産業分類等の工場・事業場概要
- ②用排水量の実績
- ③生活環境項目の排水濃度
- ④有害物質の使用・製造状況と排水濃度

### 3 調査票の回収状況

調査対象 36,194 事業場に調査票を配布し、回収総数は 29,416 件、回収率は 81.3%であった。

所管	配布数	回収状況		
		回収	未回収	回収率%
都道府県	27,787	22,502	5,285	81.0
政令市	8,327	6,837	1,490	82.1
経済産業省	80	77	3	96.3
総計	36,194	29,416	6,778	81.3

#### 4 調査結果集計一覧

注1) 代表特定施設別排水濃度等の集計事業場数は、調査票への記入漏れ等により、実際の施設数と一致していない場合があります。

注2) 集計表の中で、有害物質とは水質汚濁防止法施行令第2条に定める物質、生活環境項目とは同施行令第3条に定める項目を指します。

図表タイトル	頁
表 1.1 調査対象事業場数 都道府県別内訳	4
表 1.2 調査対象事業場数 政令市別内訳	5
表 1.3 調査対象事業場数 産業分類別内訳	6
表 1.4 調査対象事業場数 代表特定施設別内訳	8
表 2.1 調査票の回収状況 都道府県別内訳	10
表 2.2 調査票の回収状況 政令市別内訳	11
表 2.3 調査票の回収状況 産業分類別内訳	12
表 2.4 調査票の回収状況 代表特定施設別内訳	14
表 3.1 稼働コード別事業場数	16
表 3.2 稼働コード別事業場数 都道府県別内訳	16
表 3.3 稼働コード別事業場数 政令市別内訳	17
表 4.1 代表特定施設別用水量	18
表 4.2 代表特定施設別総排水量	20
表 5.1 有害物質使用・製造事業場数	23
表 5.2 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)	24
表 5.3 代表特定施設別排水濃度(有害物質)	56
水質汚濁物質排出量総合調査票	111

表1.1 調査対象事業場数 都道府県別内訳

都道府県	総数	排水量・有害物質区分			都道府県	総数	排水量・有害物質区分		
		①	②	③			①	②	③
北海道	1,203	1,093	46	64	滋賀県	699	471	125	103
青森県	334	297	14	23	京都府	444	288	59	97
岩手県	618	471	80	67	大阪府	375	271	33	71
宮城県	461	330	67	64	兵庫県	1,139	703	150	286
秋田県	526	342	89	95	奈良県	305	246	24	35
山形県	511	392	63	56	和歌山県	421	355	36	30
福島県	680	457	129	94	鳥取県	268	233	11	24
茨城県	872	628	148	96	島根県	391	336	23	32
栃木県	844	621	111	112	岡山県	416	343	26	47
群馬県	592	461	98	33	広島県	631	407	63	161
埼玉県	900	598	108	194	山口県	580	333	159	88
千葉県	904	642	134	128	徳島県	277	220	38	19
東京都	128	83	20	25	香川県	327	279	18	30
神奈川県	308	217	33	58	愛媛県	392	231	123	38
新潟県	1,000	585	88	327	高知県	264	182	44	38
富山県	437	293	78	66	福岡県	802	536	135	131
石川県	535	387	75	73	佐賀県	413	322	33	58
福井県	327	254	44	29	長崎県	296	251	9	36
山梨県	418	275	47	96	熊本県	486	390	66	30
長野県	1,061	634	211	216	大分県	361	322	11	28
岐阜県	958	749	127	82	宮崎県	313	259	39	15
静岡県	1,121	773	208	140	鹿児島県	707	474	76	157
愛知県	1,579	1,056	236	287	沖縄県	237	216	13	8
三重県	926	781	66	79	小計	27,787	20,087	3,634	4,066

※排水量・有害物質区分

①:排水量50m<sup>3</sup>/日以上、有害物質使用特定事業場でない

②:排水量50m<sup>3</sup>/日以上、有害物質使用特定事業場である

③:排水量50m<sup>3</sup>/日未満、有害物質使用特定事業場である



表1.2 調査対象事業場数 政令市別内訳

政令市	総数	排水量・有害物質区分			政令市	総数	排水量・有害物質区分		
		①	②	③			①	②	③
札幌市	43	39	2	2	静岡市	166	102	24	40
函館市	39	37	0	2	浜松市	186	83	73	30
旭川市	32	22	3	7	沼津市	97	60	24	13
青森市	68	66	2	0	富士市	137	93	27	17
八戸市	67	49	14	4	名古屋市	100	57	19	24
盛岡市	54	33	5	16	豊橋市	117	80	20	17
仙台市	78	56	11	11	岡崎市	103	76	8	19
秋田市	92	64	13	15	一宮市	116	77	15	24
山形市	94	66	6	22	春日井市	105	57	14	34
福島市	115	87	14	14	豊田市	184	132	28	24
郡山市	121	74	27	20	四日市市	114	84	17	13
いわき市	177	100	50	27	大津市	54	30	12	12
水戸市	61	41	9	11	京都市	36	28	5	3
つくば市	30	22	4	4	大阪市	33	18	6	9
宇都宮市	109	76	7	26	堺市	130	60	33	37
前橋市	94	66	15	13	岸和田市	28	8	4	16
高崎市	108	70	25	13	豊中市	7	2	0	5
伊勢崎市	117	73	27	17	吹田市	17	10	0	7
太田市	117	66	32	19	高槻市	42	15	4	23
さいたま市	125	67	17	41	枚方市	34	20	2	12
川越市	59	25	10	24	茨木市	12	8	2	2
川口市	37	13	5	19	八尾市	69	21	4	44
所沢市	27	16	5	6	寝屋川市	13	7	0	6
草加市	23	9	3	11	東大阪市	24	16	1	7
越谷市	36	21	2	13	神戸市	106	68	20	18
千葉市	80	36	27	17	姫路市	127	87	26	14
市川市	93	63	21	9	尼崎市	29	18	8	3
船橋市	200	180	9	11	明石市	29	17	10	2
松戸市	56	30	12	14	西宮市	14	12	1	1
柏市	68	47	7	14	加古川市	39	26	9	4
市原市	95	60	28	7	宝塚市	10	6	0	4
八王子市	60	40	6	14	奈良市	46	34	6	6
町田市	29	20	3	6	和歌山市	156	105	14	37
横浜市	120	45	38	37	鳥取市	87	74	4	9
川崎市	78	27	35	16	岡山市	216	170	27	19
横須賀市	16	6	8	2	倉敷市	155	94	47	14
平塚市	15	5	7	3	広島市	99	65	15	19
藤沢市	42	11	13	18	呉市	62	26	14	22
小田原市	41	23	12	6	福山市	98	58	21	19
茅ヶ崎市	15	5	2	8	下関市	76	47	25	4
相模原市	49	24	14	11	徳島市	128	93	18	17
厚木市	31	5	3	23	高松市	98	80	4	14
大和市	17	10	5	2	松山市	115	92	9	14
新潟市	208	137	13	58	高知市	100	71	18	11
長岡市	75	44	8	23	北九州市	72	31	25	16
上越市	119	82	22	15	福岡市	26	22	3	1
富山市	170	108	47	15	久留米市	63	42	5	16
金沢市	89	63	12	14	長崎市	57	45	3	9
福井市	92	69	10	13	佐世保市	49	41	1	7
甲府市	35	17	7	11	熊本市	42	32	7	3
長野市	99	46	18	35	大分市	116	84	18	14
松本市	71	48	4	19	宮崎市	66	56	3	7
岐阜市	76	61	8	7	鹿児島市	60	51	3	6
小計	8,327	5,361	1,413	1,553					

※排水量・有害物質区分

- ①:排水量50m<sup>3</sup>/日以上、有害物質使用特定事業場でない
- ②:排水量50m<sup>3</sup>/日以上、有害物質使用特定事業場である
- ③:排水量50m<sup>3</sup>/日未満、有害物質使用特定事業場である

表1.3 調査対象事業場数 産業分類別内訳

産業中分類		総数	排水量・有害物質区分		
			①	②	③
01	農業	317	281	12	24
02	林業	3	1	0	2
03	漁業(水産養殖業を除く)	1	0	1	0
04	水産養殖業	9	7	2	0
05	鉱業, 採石業, 砂利採取業	229	184	42	3
06	総合工事業	128	99	15	14
07	職別工事業(設備工事業を除く)	11	7	0	4
08	設備工事業	5	2	0	3
09	食料品製造業	2,982	2,924	51	7
10	飲料・たばこ・飼料製造業	515	490	22	3
11	繊維工業	578	407	127	44
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	80	45	4	31
13	家具・装備品製造業	36	20	8	8
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	402	292	97	13
15	印刷・同関連業	106	14	24	68
16	化学工業	1,115	388	568	159
17	石油製品・石炭製品製造業	65	19	37	9
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	100	41	39	20
19	ゴム製品製造業	127	39	64	24
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	11	4	3	4
21	窯業・土石製品製造業	845	211	160	474
22	鉄鋼業	298	100	146	52
23	非鉄金属製造業	239	37	143	59
24	金属製品製造業	1,995	155	581	1,259
25	はん用機械器具製造業	212	48	74	90
26	生産用機械器具製造業	233	59	74	100
27	業務用機械器具製造業	309	15	85	209
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	515	85	309	121
29	電気機械器具製造業	362	56	173	133
30	情報通信機械器具製造業	93	26	37	30
31	輸送用機械器具製造業	723	238	289	196
32	その他の製造業	166	12	40	114
33	電気業	71	29	37	5
34	ガス業	12	10	1	1
35	熱供給業	6	3	3	0
36	水道業	2,425	1,681	720	24
37	通信業	1	1	0	0
38	放送業	0	0	0	0
39	情報サービス業	5	5	0	0
40	インターネット附随サービス業	1	1	0	0
41	映像・音声・文字情報制作業	9	4	0	5
42	鉄道業	57	54	3	0
43	道路旅客運送業	12	11	1	0
44	道路貨物運送業	20	19	1	0
45	水運業	2	2	0	0
46	航空運輸業	4	1	2	1
47	倉庫業	15	14	0	1
48	運輸に附帯するサービス業	123	120	1	2
49	郵便業(信書便事業を含む)	0	0	0	0
50	各種商品卸売業	17	17	0	0
51	繊維・衣服等卸売業	4	3	0	1
52	飲食料品卸売業	36	36	0	0
53	建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	9	5	0	4
54	機械器具卸売業	11	8	2	1
55	その他の卸売業	23	22	0	1
56	各種商品小売業	627	613	14	0
57	織物・衣服・身の回り品小売業	10	10	0	0

産業中分類		総数	排水量・有害物質区分		
			①	②	③
58	飲食料品小売業	71	70	0	1
59	機械器具小売業	7	4	0	3
60	その他の小売業	77	58	2	17
61	無店舗小売業	0	0	0	0
62	銀行業	2	2	0	0
63	協同組織金融業	5	5	0	0
64	貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関	1	1	0	0
65	金融商品取引業, 商品先物取引業	0	0	0	0
66	補助的金融業等	0	0	0	0
67	保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)	0	0	0	0
68	不動産取引業	23	23	0	0
69	不動産賃貸業・管理業	158	154	3	1
70	物品賃貸業	8	5	1	2
71	学術・開発研究機関	515	89	144	282
72	専門サービス業(他に分類されないもの)	22	16	1	5
73	広告業	0	0	0	0
74	技術サービス業(他に分類されないもの)	208	7	7	194
75	宿泊業	3,363	3,255	68	40
76	飲食店	394	387	5	2
77	持ち帰り・配達飲食サービス業	233	230	0	3
78	洗濯・理容・美容・浴場業	1,633	508	86	1,039
79	その他の生活関連サービス業	67	41	3	23
80	娯楽業	1,318	1,256	43	19
81	学校教育	748	446	163	139
82	その他の教育, 学習支援業	207	181	9	17
83	医療業	1,531	1,287	212	32
84	保健衛生	114	15	2	97
85	社会保険・社会福祉・介護事業	368	352	11	5
86	郵便局	1	1	0	0
87	協同組合(他に分類されないもの)	85	66	15	4
88	廃棄物処理業	5,256	4,888	212	156
89	自動車整備業	13	7	2	4
90	機械等修理業(別掲を除く)	11	6	1	4
91	職業紹介・労働者派遣業	0	0	0	0
92	その他の事業サービス業	49	32	4	13
93	政治・経済・文化団体	16	14	1	1
94	宗教	30	30	0	0
95	その他のサービス業	231	199	4	28
96	外国公務	1	1	0	0
97	国家公務	102	88	4	10
98	地方公務	276	196	12	68
99	分類不能の産業	2,537	2,471	53	13
-	産業分類不明	203	120	9	74
	合計	36,194	25,486	5,089	5,619

※排水量・有害物質区分

- ①:排水量50m<sup>3</sup>/日以上、有害物質使用特定事業場でない
- ②:排水量50m<sup>3</sup>/日以上、有害物質使用特定事業場である
- ③:排水量50m<sup>3</sup>/日未満、有害物質使用特定事業場である

表1.4 調査対象事業場数 代表特定施設別内訳

	代表特定施設	総数	排水量・有害物質区分		
			①	②	③
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	96	45	50	1
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	315	276	13	26
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	610	588	20	2
3	水産食料品製造業の用に供する施設	637	632	5	0
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	514	505	8	1
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	145	136	8	1
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	0	0	0
7	砂糖製造業の用に供する施設	43	43	0	0
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	52	52	0	0
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	57	57	0	0
10	飲料製造業の用に供する施設	478	447	26	5
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	88	85	1	2
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	55	49	2	4
13	イースト製造業の用に供する施設	3	3	0	0
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	60	59	1	0
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	13	12	1	0
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	127	126	1	0
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	255	253	0	2
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	4	4	0	0
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	129	129	0	0
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	6	5	1	0
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	519	379	98	42
20	洗毛業の用に供する施設	7	4	1	2
21	化学繊維製造業の用に供する施設	43	16	26	1
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	5	5	0	0
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	21	20	1	0
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	3	3	0	0
22	木材薬品処理業の用に供する施設	43	4	4	35
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	404	294	100	10
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	74	18	12	44
24	化学肥料製造業の用に供する施設	35	5	25	5
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	3	0	3	0
26	無機顔料製造業の用に供する施設	33	16	15	2
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	250	84	126	40
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	19	7	9	3
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	6	1	3	2
30	発酵工業の用に供する施設	11	10	1	0
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	6	2	2	2
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	22	6	13	3
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	151	67	73	11
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	11	4	6	1
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	7	2	5	0
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	3	2	0
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	58	17	36	5
38	石けん製造業の用に供する施設	1	0	0	1
39	硬化油製造業の用に供する施設	2	2	0	0
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	5	3	2	0
41	香料製造業の用に供する施設	16	8	6	2
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	2	2	0	0
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	5	2	3	0
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	0	0	0
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	0	0	0
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	219	86	111	22
47	医薬品製造業の用に供する施設	200	78	100	22
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	11	2	6	3
49	農薬製造業の用に供する混合施設	15	0	6	9
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	1	0	0	1

代表特定施設		総数	排水量・有害物質区分		
			①	②	③
51	石油精製業の用に供する施設	40	12	27	1
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	74	24	36	14
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	4	4	0	0
52	皮革製造業の用に供する施設	10	3	3	4
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	327	39	100	188
54	セメント製品製造業の用に供する施設	212	45	23	144
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	378	135	22	221
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	0	0	0
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	9	2	7	0
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	135	47	34	54
59	砕石業の用に供する施設	61	56	3	2
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	126	124	2	0
61	鉄鋼業の用に供する施設	144	66	67	11
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	94	20	49	25
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	782	177	316	289
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	5	4	0	1
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	23	6	17	0
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	13	7	6	0
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	295	220	60	15
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	2,168	434	904	830
66	電気めっき施設	1,158	37	497	624
66-2	旅館業の用に供する施設	3,501	3,391	72	38
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	229	224	3	2
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	274	271	3	0
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	906	871	25	10
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	6	6	0	0
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	2	2	0	0
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	1,400	342	78	980
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	57	7	2	48
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	404	314	84	6
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	120	119	1	0
69-2	中央卸売市場に設置される施設	9	9	0	0
69-3	地方卸売市場に設置される施設	38	38	0	0
70	廃油処理施設	3	2	1	0
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	7	6	0	1
71	自動式車両洗浄施設	99	72	5	22
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	1,340	152	307	881
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	141	33	23	85
71-4	産業廃棄物処理施設	112	39	28	45
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	735	17	58	660
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	26	0	7	19
72	し尿処理施設	9,693	9,211	452	30
73	下水道終末処理施設	2,037	1,376	658	3
74	特定事業場から排出される水の処理施設	347	242	88	17
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	2,264	2,181	65	18
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	10	6	4	0
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	351	344	6	1
-	特定施設不明	125	93	14	18
	合計	36,194	25,486	5,089	5,619

※排水量・有害物質区分

①:排水量50m<sup>3</sup>/日以上、有害物質使用特定事業場でない

②:排水量50m<sup>3</sup>/日以上、有害物質使用特定事業場である

③:排水量50m<sup>3</sup>/日未満、有害物質使用特定事業場である

表2.1 調査票の回収状況 都道府県別内訳

都道府県	配布数	回収状況			都道府県	配布数	回収状況		
		回収	未回収	回収率(%)			回収	未回収	回収率(%)
北海道	1,203	955	248	79.4	滋賀県	699	608	91	87.0
青森県	334	295	39	88.3	京都府	444	360	84	81.1
岩手県	618	497	121	80.4	大阪府	375	292	83	77.9
宮城県	461	352	109	76.4	兵庫県	1,139	947	192	83.1
秋田県	526	434	92	82.5	奈良県	305	237	68	77.7
山形県	511	393	118	76.9	和歌山県	421	337	84	80.0
福島県	680	564	116	82.9	鳥取県	268	207	61	77.2
茨城県	872	729	143	83.6	島根県	391	341	50	87.2
栃木県	844	580	264	68.7	岡山県	416	360	56	86.5
群馬県	592	431	161	72.8	広島県	631	524	107	83.0
埼玉県	900	739	161	82.1	山口県	580	520	60	89.7
千葉県	904	738	166	81.6	徳島県	277	223	54	80.5
東京都	128	112	16	87.5	香川県	327	297	30	90.8
神奈川県	308	230	78	74.7	愛媛県	392	355	37	90.6
新潟県	1,000	772	228	77.2	高知県	264	208	56	78.8
富山県	437	354	83	81.0	福岡県	802	623	179	77.7
石川県	535	433	102	80.9	佐賀県	413	313	100	75.8
福井県	327	254	73	77.7	長崎県	296	257	39	86.8
山梨県	418	312	106	74.6	熊本県	486	352	134	72.4
長野県	1,061	850	211	80.1	大分県	361	283	78	78.4
岐阜県	958	817	141	85.3	宮崎県	313	254	59	81.2
静岡県	1,121	912	209	81.4	鹿児島県	707	544	163	76.9
愛知県	1,579	1,347	232	85.3	沖縄県	237	177	60	74.7
三重県	926	783	143	84.6	小計	27,787	22,502	5,285	81.0

表2.2 調査票の回収状況 政令市別内訳

政令市	配布数	回収状況			政令市	配布数	回収状況		
		回収	未回収	回収率(%)			回収	未回収	回収率(%)
札幌市	43	34	9	79.1	静岡市	166	141	25	84.9
函館市	39	27	12	69.2	浜松市	186	159	27	85.5
旭川市	32	23	9	71.9	沼津市	97	78	19	80.4
青森市	68	59	9	86.8	富士市	137	109	28	79.6
八戸市	67	60	7	89.6	名古屋市	100	81	19	81.0
盛岡市	54	51	3	94.4	豊橋市	117	99	18	84.6
仙台市	78	63	15	80.8	岡崎市	103	91	12	88.3
秋田市	92	78	14	84.8	一宮市	116	83	33	71.6
山形市	94	62	32	66.0	春日井市	105	88	17	83.8
福島市	115	74	41	64.3	豊田市	184	167	17	90.8
郡山市	121	98	23	81.0	四日市市	114	106	8	93.0
いわき市	177	134	43	75.7	大津市	54	41	13	75.9
水戸市	61	46	15	75.4	京都市	36	25	11	69.4
つくば市	30	16	14	53.3	大阪市	33	31	2	93.9
宇都宮市	109	90	19	82.6	堺市	130	102	28	78.5
前橋市	94	84	10	89.4	岸和田市	28	16	12	57.1
高崎市	108	89	19	82.4	豊中市	7	6	1	85.7
伊勢崎市	117	97	20	82.9	吹田市	17	15	2	88.2
太田市	117	89	28	76.1	高槻市	42	26	16	61.9
さいたま市	125	104	21	83.2	枚方市	34	29	5	85.3
川越市	59	47	12	79.7	茨木市	12	11	1	91.7
川口市	37	31	6	83.8	八尾市	69	48	21	69.6
所沢市	27	22	5	81.5	寝屋川市	13	7	6	53.8
草加市	23	15	8	65.2	東大阪市	24	16	8	66.7
越谷市	36	28	8	77.8	神戸市	106	90	16	84.9
千葉市	80	65	15	81.3	姫路市	127	111	16	87.4
市川市	93	75	18	80.6	尼崎市	29	27	2	93.1
船橋市	200	171	29	85.5	明石市	29	27	2	93.1
松戸市	56	49	7	87.5	西宮市	14	14	0	100.0
柏市	68	46	22	67.6	加古川市	39	32	7	82.1
市原市	95	81	14	85.3	宝塚市	10	7	3	70.0
八王子市	60	46	14	76.7	奈良市	46	37	9	80.4
町田市	29	25	4	86.2	和歌山市	156	125	31	80.1
横浜市	120	109	11	90.8	鳥取市	87	75	12	86.2
川崎市	78	75	3	96.2	岡山市	216	187	29	86.6
横須賀市	16	16	0	100.0	倉敷市	155	131	24	84.5
平塚市	15	9	6	60.0	広島市	99	83	16	83.8
藤沢市	42	30	12	71.4	呉市	62	58	4	93.5
小田原市	41	33	8	80.5	福山市	98	77	21	78.6
茅ヶ崎市	15	12	3	80.0	下関市	76	65	11	85.5
相模原市	49	41	8	83.7	徳島市	128	101	27	78.9
厚木市	31	20	11	64.5	高松市	98	79	19	80.6
大和市	17	17	0	100.0	松山市	115	103	12	89.6
新潟市	208	163	45	78.4	高知市	100	84	16	84.0
長岡市	75	60	15	80.0	北九州市	72	68	4	94.4
上越市	119	110	9	92.4	福岡市	26	25	1	96.2
富山市	170	149	21	87.6	久留米市	63	53	10	84.1
金沢市	89	60	29	67.4	長崎市	57	45	12	78.9
福井市	92	75	17	81.5	佐世保市	49	41	8	83.7
甲府市	35	27	8	77.1	熊本市	42	32	10	76.2
長野市	99	81	18	81.8	大分市	116	98	18	84.5
松本市	71	54	17	76.1	宮崎市	66	50	16	75.8
岐阜市	76	70	6	92.1	鹿児島市	60	47	13	78.3
					小計	8,327	6,837	1,490	82.1

表2.3 調査票の回収状況 産業分類別内訳

産業中分類		配布数	回収状況		
			回収	未回収	回収率(%)
01	農業	317	212	105	66.9
02	林業	3	2	1	66.7
03	漁業(水産養殖業を除く)	1	1	0	100.0
04	水産養殖業	9	7	2	77.8
05	鉱業,採石業,砂利採取業	229	184	45	80.3
06	総合工事業	128	115	13	89.8
07	職別工事業(設備工事業を除く)	11	7	4	63.6
08	設備工事業	5	4	1	80.0
09	食料品製造業	2,982	2,308	674	77.4
10	飲料・たばこ・飼料製造業	515	443	72	86.0
11	繊維工業	578	444	134	76.8
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	80	58	22	72.5
13	家具・装備品製造業	36	32	4	88.9
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	402	332	70	82.6
15	印刷・同関連業	106	80	26	75.5
16	化学工業	1,115	1,052	63	94.3
17	石油製品・石炭製品製造業	65	60	5	92.3
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	100	86	14	86.0
19	ゴム製品製造業	127	112	15	88.2
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	11	9	2	81.8
21	窯業・土石製品製造業	845	701	144	83.0
22	鉄鋼業	298	261	37	87.6
23	非鉄金属製造業	239	216	23	90.4
24	金属製品製造業	1,995	1,472	523	73.8
25	はん用機械器具製造業	212	174	38	82.1
26	生産用機械器具製造業	233	190	43	81.5
27	業務用機械器具製造業	309	220	89	71.2
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	515	456	59	88.5
29	電気機械器具製造業	362	316	46	87.3
30	情報通信機械器具製造業	93	82	11	88.2
31	輸送用機械器具製造業	723	625	98	86.4
32	その他の製造業	166	118	48	71.1
33	電気業	71	69	2	97.2
34	ガス業	12	11	1	91.7
35	熱供給業	6	4	2	66.7
36	水道業	2,425	2,337	88	96.4
37	通信業	1	0	1	0.0
38	放送業	0	0	0	0.0
39	情報サービス業	5	4	1	80.0
40	インターネット附随サービス業	1	0	1	0.0
41	映像・音声・文字情報制作業	9	6	3	66.7
42	鉄道業	57	52	5	91.2
43	道路旅客運送業	12	9	3	75.0
44	道路貨物運送業	20	13	7	65.0
45	水運業	2	2	0	100.0
46	航空運輸業	4	4	0	100.0
47	倉庫業	15	13	2	86.7
48	運輸に附帯するサービス業	123	118	5	95.9
49	郵便業(信書便事業を含む)	0	0	0	0.0
50	各種商品卸売業	17	16	1	94.1
51	繊維・衣服等卸売業	4	2	2	50.0
52	飲食物品卸売業	36	31	5	86.1
53	建築材料,鉱物・金属材料等卸売業	9	5	4	55.6
54	機械器具卸売業	11	11	0	100.0
55	その他の卸売業	23	15	8	65.2
56	各種商品小売業	627	487	140	77.7
57	織物・衣服・身の回り品小売業	10	9	1	90.0



	産業中分類	配布数	回収状況		
			回収	未回収	回収率(%)
58	飲食品小売業	71	46	25	64.8
59	機械器具小売業	7	6	1	85.7
60	その他の小売業	77	40	37	51.9
61	無店舗小売業	0	0	0	0.0
62	銀行業	2	2	0	100.0
63	協同組織金融業	5	5	0	100.0
64	貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関	1	1	0	100.0
65	金融商品取引業, 商品先物取引業	0	0	0	0.0
66	補助的金融業等	0	0	0	0.0
67	保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)	0	0	0	0.0
68	不動産取引業	23	20	3	87.0
69	不動産賃貸業・管理業	158	122	36	77.2
70	物品賃貸業	8	4	4	50.0
71	学術・開発研究機関	515	473	42	91.8
72	専門サービス業(他に分類されないもの)	22	19	3	86.4
73	広告業	0	0	0	0.0
74	技術サービス業(他に分類されないもの)	208	177	31	85.1
75	宿泊業	3,363	1,897	1,466	56.4
76	飲食店	394	248	146	62.9
77	持ち帰り・配達飲食サービス業	233	231	2	99.1
78	洗濯・理容・美容・浴場業	1,633	897	736	54.9
79	その他の生活関連サービス業	67	46	21	68.7
80	娯楽業	1,318	980	338	74.4
81	学校教育	748	685	63	91.6
82	その他の教育, 学習支援業	207	189	18	91.3
83	医療業	1,531	1,292	239	84.4
84	保健衛生	114	108	6	94.7
85	社会保険・社会福祉・介護事業	368	283	85	76.9
86	郵便局	1	1	0	100.0
87	協同組合(他に分類されないもの)	85	68	17	80.0
88	廃棄物処理業	5,256	5,082	174	96.7
89	自動車整備業	13	12	1	92.3
90	機械等修理業(別掲を除く)	11	9	2	81.8
91	職業紹介・労働者派遣業	0	0	0	0.0
92	その他の事業サービス業	49	36	13	73.5
93	政治・経済・文化団体	16	16	0	100.0
94	宗教	30	29	1	96.7
95	その他のサービス業	231	211	20	91.3
96	外国公務	1	0	1	0.0
97	国家公務	102	97	5	95.1
98	地方公務	276	245	31	88.8
99	分類不能の産業	2,537	2,163	374	85.3

表2.4 調査票の回収状況 代表特定施設別内訳

	代表特定施設	配布数	回収状況		
			回収	未回収	回収率(%)
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	96	90	6	93.8
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	315	219	96	69.5
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	610	526	84	86.2
3	水産食料品製造業の用に供する施設	637	448	189	70.3
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	514	377	137	73.3
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	145	126	19	86.9
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	0	0	0.0
7	砂糖製造業の用に供する施設	43	40	3	93.0
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	52	41	11	78.8
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	57	44	13	77.2
10	飲料製造業の用に供する施設	478	417	61	87.2
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	88	69	19	78.4
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	55	44	11	80.0
13	イースト製造業の用に供する施設	3	3	0	100.0
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	60	42	18	70.0
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	13	13	0	100.0
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	127	103	24	81.1
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	255	172	83	67.5
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	4	4	0	100.0
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	129	103	26	79.8
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	6	6	0	100.0
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	519	399	120	76.9
20	洗毛業の用に供する施設	7	5	2	71.4
21	化学繊維製造業の用に供する施設	43	42	1	97.7
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	5	2	3	40.0
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	21	16	5	76.2
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	3	3	0	100.0
22	木材薬品処理業の用に供する施設	43	30	13	69.8
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	404	332	72	82.2
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	74	55	19	74.3
24	化学肥料製造業の用に供する施設	35	35	0	100.0
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	3	3	0	100.0
26	無機顔料製造業の用に供する施設	33	32	1	97.0
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	250	238	12	95.2
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	19	18	1	94.7
29	コールタル製品製造業の用に供する施設	6	5	1	83.3
30	発酵工業の用に供する施設	11	10	1	90.9
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	6	6	0	100.0
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	22	18	4	81.8
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	151	139	12	92.1
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	11	10	1	90.9
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	7	7	0	100.0
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	5	0	100.0
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	58	52	6	89.7
38	石けん製造業の用に供する施設	1	1	0	100.0
39	硬化油製造業の用に供する施設	2	2	0	100.0
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	5	5	0	100.0
41	香料製造業の用に供する施設	16	16	0	100.0
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	2	1	1	50.0
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	5	5	0	100.0
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	0	0	0.0
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	0	0	0.0
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	219	208	11	95.0
47	医薬品製造業の用に供する施設	200	189	11	94.5
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	11	11	0	100.0
49	農薬製造業の用に供する混合施設	15	14	1	93.3
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	1	0	1	0.0

代表特定施設	配布数	回収状況		
		回収	未回収	回収率(%)
51 石油精製業の用に供する施設	40	39	1	97.5
51-2 自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	74	63	11	85.1
51-3 医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	4	3	1	75.0
52 皮革製造業の用に供する施設	10	9	1	90.0
53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	327	234	93	71.6
54 セメント製品製造業の用に供する施設	212	166	46	78.3
55 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	378	322	56	85.2
56 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	0	0	0.0
57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	9	7	2	77.8
58 窯業原料の精製業の用に供する施設	135	121	14	89.6
59 砕石業の用に供する施設	61	51	10	83.6
60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	126	91	35	72.2
61 鉄鋼業の用に供する施設	144	134	10	93.1
62 非鉄金属製造業の用に供する施設	94	84	10	89.4
63 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	782	658	124	84.1
63-2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	5	4	1	80.0
63-3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	23	23	0	100.0
64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	13	13	0	100.0
64-2 水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	295	292	3	99.0
65 酸又はアルカリによる表面処理施設	2,168	1,790	378	82.6
66 電気めっき施設	1,158	895	263	77.3
66-2 旅館業の用に供する施設	3,501	1,948	1,553	55.6
66-3 共同調理場に設置されるちゅう房施設	229	221	8	96.5
66-4 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	274	198	76	72.3
66-5 飲食店に設置されるちゅう房施設	906	621	285	68.5
66-6 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	6	2	4	33.3
66-7 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	2	0	2	0.0
67 洗たく業の用に供する洗浄施設	1,400	742	658	53.0
68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	57	30	27	52.6
68-2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	404	343	61	84.9
69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	120	107	13	89.2
69-2 中央卸売市場に設置される施設	9	9	0	100.0
69-3 地方卸売市場に設置される施設	38	34	4	89.5
70 廃油処理施設	3	3	0	100.0
70-2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	7	7	0	100.0
71 自動式車両洗浄施設	99	73	26	73.7
71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	1,340	1,230	110	91.8
71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設	141	132	9	93.6
71-4 産業廃棄物処理施設	112	93	19	83.0
71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	735	471	264	64.1
71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	26	20	6	76.9
72 し尿処理施設	9,693	8,733	960	90.1
73 下水道終末処理施設	2,037	1,999	38	98.1
74 特定事業場から排出される水の処理施設	347	289	58	83.3
81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	2,264	1,925	339	85.0
91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	10	6	4	60.0
92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	351	274	77	78.1
- 特定施設不明	125	106	19	84.8
合計	36,194	29,416	6,778	81.3

表3.1 稼働コード別事業場数

所管	回収数	稼働コード						
		1稼働	2下水道接続	3建設中	4休止	5廃止	9その他	不明
都道府県	22,502	21,594	310	220	151	146	77	4
政令市	6,837	6,593	92	55	35	41	19	2
経済産業省	77	76	0	0	1	0	0	0
総計	29,416	28,263	402	275	187	187	96	6

表3.2 稼働コード別事業場数 都道府県別内訳

都道府県	回収数	稼働コード													
		1稼働	2下水道接続	3建設中	4休止	5廃止	9その他	不明	稼働コード						
		1稼働	2下水道接続	3建設中	4休止	5廃止	9その他	不明	回収数	2下水道接続	3建設中	4休止	5廃止	9その他	不明
北海道	955	912	9	9	14	9	2	0	608	584	15	3	5	0	0
青森県	295	279	2	7	5	0	2	0	360	347	5	2	2	3	1
岩手県	497	482	6	4	2	1	2	0	292	285	1	4	1	0	0
宮城県	352	338	10	3	0	1	0	0	947	890	24	3	8	10	12
秋田県	434	410	4	12	4	2	2	0	237	234	2	1	0	0	0
山形県	393	372	7	6	4	4	0	0	337	327	3	4	1	2	0
福島県	564	541	7	9	7	0	0	0	207	195	4	1	3	4	0
茨城県	729	706	9	7	2	4	1	0	341	324	5	10	2	0	0
栃木県	580	553	11	5	4	5	2	0	360	342	8	6	2	1	1
群馬県	431	403	11	4	3	9	1	0	524	506	8	2	5	0	0
埼玉県	739	723	2	6	1	4	3	0	520	503	8	4	1	2	0
千葉県	738	726	2	4	1	4	1	0	223	214	0	7	1	1	0
東京都	112	110	1	0	0	1	0	0	297	291	0	1	2	2	0
神奈川県	230	218	6	2	3	1	0	0	355	351	2	0	1	1	0
新潟県	772	732	12	2	11	12	3	0	208	201	3	1	2	1	0
富山県	354	343	5	0	2	3	1	0	623	605	5	5	3	4	1
石川県	433	410	17	4	0	2	0	0	313	298	5	3	3	2	0
福井県	254	242	5	4	1	2	0	0	257	248	3	5	0	1	0
山梨県	312	302	3	0	3	2	2	0	352	322	13	4	5	5	3
長野県	850	821	12	3	9	2	3	0	283	272	2	2	4	2	1
岐阜県	817	790	8	6	6	4	2	1	254	246	2	1	1	3	1
静岡県	912	868	16	7	6	9	6	0	544	517	2	7	5	8	4
愛知県	1,347	1,289	19	18	4	8	8	1	177	165	1	9	0	1	0
三重県	783	757	5	13	3	3	2	0	22,502	21,594	310	220	151	146	77

表3.3 稼働コード別事業場数 政令市別内訳

政令市	回収数	稼働コード					政令市	回収数	稼働コード							
		1稼働	2下水道接続	3建設中	4休止	5廃止			9その他	不明	1稼働	2下水道接続	3建設中	4休止	5廃止	9その他
札幌市	34	32	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
函館市	27	22	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川市	23	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森市	59	58	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八戸市	60	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盛岡市	51	48	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仙台市	63	61	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田市	78	77	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形市	62	58	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島市	74	73	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郡山市	98	93	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いわき市	134	124	4	4	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水戸市	46	43	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
つくば市	16	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇都宮市	90	82	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前橋市	84	79	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高崎市	89	87	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊勢崎市	97	93	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
太田市	89	82	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さいたま市	104	101	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎市	47	45	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川口市	31	30	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所沢市	22	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
草加市	15	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
越谷市	28	27	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉市	65	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市川市	75	74	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船橋市	171	167	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松戸市	49	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏市	46	42	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市原市	81	80	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八王子市	46	43	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町田市	25	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜市	109	106	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎市	75	74	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横須賀市	16	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平塚市	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤沢市	30	29	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小田原市	33	31	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茅ヶ崎市	12	10	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相模原市	41	40	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚木市	20	17	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大和市	17	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟市	163	153	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長岡市	60	58	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上越市	110	103	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山市	149	147	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金沢市	60	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井市	75	69	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲府市	27	25	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野市	81	78	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松本市	54	52	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜市	70	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	6,837	6,593	92	55	35	41	19	2	0	0	0	0	0	0	0	0

表4.1 代表特定施設別用水量

単位: m<sup>3</sup>/日

	代表特定施設	事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	78	17,060.71	60,197.93	419,151.00	0.00
1-2	畜産農業又はサービスマン業の用に供する施設	191	185.38	435.20	3,614.00	0.00
2	畜産食品製造業の用に供する施設	504	779.13	918.15	7,214.00	0.00
3	水産食品製造業の用に供する施設	409	402.90	1,064.39	12,887.00	1.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する施設	364	487.58	756.81	6,500.00	2.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	121	2,907.37	12,607.36	109,011.00	3.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	38	25,368.32	21,621.89	74,367.00	5.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	39	375.64	341.53	1,416.00	30.00
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	40	839.40	3,124.96	20,000.00	40.00
10	飲料製造業の用に供する施設	392	1,844.54	7,870.56	150,000.00	1.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	56	2,396.25	10,281.59	77,093.00	1.00
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	41	3,451.66	10,085.56	61,591.00	22.00
13	イースト製造業の用に供する施設	3	7,086.33	8,663.68	17,088.00	1,900.00
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	38	6,387.12	8,574.33	36,890.00	0.01
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	13	5,683.62	7,180.09	24,156.00	200.00
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	100	1,032.82	5,899.49	59,246.00	30.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	158	716.88	2,537.45	29,779.00	1.00
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	4	2,870.00	2,219.57	5,526.00	107.00
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	100	534.07	2,116.25	21,088.00	23.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	5	585.60	72.83	664.00	477.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	376	1,992.81	4,475.34	37,328.00	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	3	563.00	831.49	1,519.00	8.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	39	42,166.25	57,793.89	268,833.00	129.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	2	117.50	37.48	144.00	91.00
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	16	845.24	1,270.98	5,352.00	28.00
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	3	285.33	116.52	359.00	151.00
22	木材薬品処理業の用に供する施設	15	478.67	1,150.21	4,460.00	1.00
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	321	23,931.85	54,429.92	402,186.00	3.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	48	341.75	1,056.36	7,262.00	1.10
24	化学肥料製造業の用に供する施設	33	84,497.52	299,536.46	1,717,252.00	1.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	3	19,290.00	14,261.02	32,600.00	4,238.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	29	10,352.34	24,240.79	96,160.00	40.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	226	28,558.94	142,851.03	1,532,863.00	1.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	18	13,428.22	31,785.89	112,100.00	1.00
29	コールタル製品製造業の用に供する施設	3	23,968.00	28,952.18	56,813.00	2,148.00
30	発酵工業の用に供する施設	10	6,189.10	10,769.71	35,912.00	72.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	6	4,180.80	7,910.41	20,121.00	3.80
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	18	446,896.20	1,714,446.18	7,284,236.00	5.60
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	137	7,985.47	28,045.50	298,955.00	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	9	46,347.44	57,100.34	160,362.00	17.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	6	2,768.33	2,375.69	6,217.00	223.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	5,643.40	9,766.84	23,087.00	733.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	49	88,525.37	176,965.48	792,900.00	183.00
38	石けん製造業の用に供する施設	1	68.00	-	68.00	68.00
39	硬化油製造業の用に供する施設	1	19,989.00	-	19,989.00	19,989.00
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	5	1,374.00	1,002.81	2,900.00	210.00
41	香料製造業の用に供する施設	15	897.53	1,616.96	6,269.00	10.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	1	201.00	-	201.00	201.00
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	5	7,185.20	12,714.00	29,838.00	335.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	196	4,151.33	12,105.11	85,288.00	2.70
47	医薬品製造業の用に供する施設	181	4,688.87	22,205.73	220,328.00	4.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	11	3,378.88	8,080.13	27,500.00	11.70
49	農薬製造業の用に供する混合施設	14	758.67	2,466.59	9,314.00	1.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

単位:m<sup>3</sup>/日

	代表特定施設	事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	38	151,659.47	196,977.89	770,869.00	77.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	62	898.60	1,886.67	13,168.00	0.20
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型洗浄施設	3	2,109.67	2,173.24	4,378.00	46.00
52	皮革製造業の用に供する施設	8	884.88	1,335.60	4,000.00	12.00
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	217	674.93	2,080.10	20,231.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	155	281.32	645.75	3,849.00	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	263	312.06	2,035.97	30,000.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	7	2,737.51	4,999.93	14,000.00	103.60
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	115	819.68	2,711.25	21,100.00	0.00
59	砕石業の用に供する施設	42	751.83	928.97	3,790.00	1.00
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	71	679.61	684.77	3,780.00	0.00
61	鉄鋼業の用に供する施設	132	205,228.34	701,372.85	4,579,662.00	4.54
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	78	12,591.71	47,998.26	286,805.00	2.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	615	1,593.90	12,028.10	223,916.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	3	124.20	116.71	240.00	6.60
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	23	1,998,496.93	2,233,300.99	7,666,240.00	1,321.30
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	12	44,179.05	67,229.82	196,506.00	75.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	281	59,764.32	182,924.98	2,621,860.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1,674	1,055.72	4,780.90	147,125.00	0.00
66	電気めっき施設	823	30,566.00	862,560.16	24,745,518.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	1,479	1,008.97	10,989.24	354,000.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	199	22,977.80	322,091.73	4,543,799.00	29.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	179	260.39	368.51	3,978.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	496	1,192.43	15,861.05	337,205.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	2	47.00	49.50	82.00	12.00
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	556	763.33	6,518.00	120,000.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	18	27.33	39.84	124.00	0.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	299	851.02	6,739.77	100,000.00	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	102	6,131.75	55,035.35	556,486.00	10.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	9	619.67	352.71	1,218.00	147.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	29	506.20	1,029.06	4,920.00	12.00
70	廃油処理施設	3	4,000.67	6,598.61	11,620.00	160.00
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	5	55.78	59.07	160.00	13.00
71	自動式車両洗浄施設	63	266.62	326.20	1,626.00	3.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	1,086	1,197.80	13,532.73	379,181.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	110	872.18	5,352.24	54,400.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	76	608.39	2,072.53	14,520.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	380	265.03	3,111.70	60,091.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	18	8,412.50	34,277.40	145,707.00	0.70
72	し尿処理施設	6,286	13,121.40	410,744.58	20,187,398.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,481	1,334.48	17,531.76	651,696.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	244	68,210.83	478,777.77	6,702,097.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	1,470	68,485.27	715,093.77	16,238,214.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	6	82.75	49.47	170.00	34.00
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	189	126.65	812.19	11,036.00	0.00
-	特定施設不明	76	4,150.96	27,802.67	240,928.00	0.00
	合計	23,982	15,776.71	345,031.55	24,745,518.00	0.00

表4.2 代表特定施設別総排水量

単位:m<sup>3</sup>/日

	代表特定施設	事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	85	15,719.10	56,668.87	418,697.00	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	182	240.86	1,072.96	13,886.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	499	1,120.28	9,164.14	204,588.00	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	404	369.17	966.18	12,887.00	1.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	354	451.67	665.55	5,100.00	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	123	2,680.99	12,277.23	108,781.00	3.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	38	23,988.95	20,961.15	72,677.00	1.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	40	313.68	310.22	1,390.00	21.00
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	41	751.93	3,090.72	20,000.00	38.00
10	飲料製造業の用に供する施設	394	1,729.50	10,214.63	200,000.00	1.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	56	2,376.15	10,308.62	77,194.00	10.00
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	41	3,243.80	9,809.88	59,932.00	35.00
13	イースト製造業の用に供する施設	3	6,952.00	8,626.76	16,910.00	1,750.00
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	38	6,083.23	7,607.12	28,840.00	138.00
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	13	5,227.23	6,527.63	20,018.00	198.00
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	99	824.90	4,631.50	46,340.00	25.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	158	632.68	2,240.06	26,095.00	1.00
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	4	2,209.00	2,001.52	4,881.00	75.00
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	100	491.97	2,112.46	21,088.00	19.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	5	509.00	107.13	629.00	416.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	372	1,805.63	3,879.15	33,499.00	0.30
20	洗毛業の用に供する施設	3	377.33	521.32	974.00	10.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	39	41,022.10	57,103.24	264,822.00	101.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	2	117.50	37.48	144.00	91.00
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	16	448.61	525.17	1,768.00	25.00
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	3	125.00	14.18	141.00	114.00
22	木材薬品処理業の用に供する施設	15	392.80	1,126.90	4,416.00	0.00
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	320	23,125.83	52,906.05	402,186.00	1.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	47	332.61	1,066.99	7,262.00	1.10
24	化学肥料製造業の用に供する施設	34	75,350.24	271,507.48	1,577,834.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	3	16,980.33	11,875.71	26,300.00	3,609.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	31	9,834.68	23,521.86	95,583.00	38.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	222	20,568.70	93,632.58	1,111,545.00	1.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	18	13,285.00	31,848.71	112,100.00	0.00
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	3	22,725.33	28,135.05	54,529.00	1,081.00
30	発酵工業の用に供する施設	10	6,316.20	11,183.80	37,254.00	72.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	6	3,790.97	7,077.12	18,002.00	3.80
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	18	327,247.64	1,351,159.84	5,740,427.00	5.50
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	135	7,057.07	25,552.65	270,575.00	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	10	315,743.80	863,502.44	2,769,000.00	12.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	7	2,651.57	2,214.91	6,217.00	223.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	4,496.00	8,831.05	20,290.00	333.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	49	78,777.73	171,696.69	792,900.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	1	67.00	-	67.00	67.00
39	硬化油製造業の用に供する施設	1	846.00	-	846.00	846.00
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	5	1,339.60	1,049.10	3,000.00	178.00
41	香料製造業の用に供する施設	14	820.71	1,428.74	5,411.00	11.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	1	193.00	-	193.00	193.00
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	5	7,589.20	14,234.01	33,008.00	335.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	194	3,858.21	11,454.56	93,806.00	4.30
47	医薬品製造業の用に供する施設	180	4,530.87	22,186.11	220,328.00	4.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	10	3,745.20	8,429.94	27,500.00	36.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	14	749.03	2,468.57	9,314.00	1.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-



単位:m<sup>3</sup>/日

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	39	151,652.95	216,205.93	878,287.00	77.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	59	740.04	1,443.69	9,020.00	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	3	1,671.67	1,522.47	3,064.00	46.00
52	皮革製造業の用に供する施設	8	916.13	1,337.49	4,000.00	12.00
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	209	607.90	1,791.41	16,859.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	148	217.11	714.63	5,487.00	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	253	524.63	2,942.85	41,840.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	7	1,402.09	1,828.47	5,360.00	103.60
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	114	760.89	2,643.61	21,100.00	0.00
59	砕石業の用に供する施設	42	458.31	745.38	3,761.00	0.00
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	70	638.97	680.21	3,575.00	0.00
61	鉄鋼業の用に供する施設	130	133,712.59	435,279.03	2,997,518.00	5.50
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	77	12,751.25	49,243.34	285,938.00	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	596	792.16	1,830.53	19,166.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	3	124.20	116.71	240.00	6.60
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	23	2,285,594.75	2,386,602.25	7,657,940.00	99.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	12	42,534.70	68,381.33	190,724.00	24.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	279	1,775.91	4,680.30	39,317.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1,642	914.16	3,118.02	54,450.00	0.00
66	電気めっき施設	813	30,933.57	867,934.36	24,747,964.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	1,464	952.61	11,143.62	354,000.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	197	23,304.57	323,786.90	4,544,753.00	22.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	175	224.01	229.21	2,400.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	506	639.39	5,427.78	94,905.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	2	47.00	49.50	82.00	12.00
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	524	752.71	6,657.29	120,000.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	17	28.59	40.45	124.00	0.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	301	1,036.36	11,798.15	200,000.00	0.00
69	と畜業又は死亡動物取扱業の用に供する解体施設	102	5,329.56	46,959.77	474,921.00	30.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	9	554.67	351.63	1,194.00	146.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	29	496.60	1,028.02	4,920.00	12.00
70	廃油処理施設	3	4,005.13	6,594.75	11,620.00	165.40
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	5	52.48	61.04	160.00	15.00
71	自動式車両洗浄施設	61	250.04	314.78	1,704.00	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	1,055	1,178.06	13,600.57	378,567.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	86	209.91	985.12	6,600.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	77	1,110.70	5,357.28	44,640.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	348	106.57	419.65	4,063.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	17	8,728.19	35,031.19	144,652.00	0.70
72	し尿処理施設	7,784	10,931.91	369,177.35	20,187,339.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,903	23,588.71	71,303.62	1,145,540.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	265	52,063.39	433,185.16	6,701,803.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	1,660	65,334.54	699,150.77	16,225,681.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	6	80.08	46.14	160.00	34.00
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	229	277.51	2,466.94	35,764.00	0.00
-	特定施設不明	93	2,657.51	15,359.32	144,680.00	0.10
	合計	25,915	15,643.52	334,090.95	24,747,964.00	0.00



表5.1 有害物質使用・製造事業場数

項目		使用の有無			製造の有無			集計対象
		有	無	未回答	有	無	未回答	8,095
01	カドミウム及びその化合物	650	5,151	2,294	54	5,479	2,562	
02	シアン化合物	1,164	4,704	2,227	66	5,492	2,537	
03	有機燐化合物	367	5,356	2,372	20	5,442	2,633	
04	鉛及びその化合物	1,524	4,398	2,173	182	5,443	2,470	
05	六価クロム化合物	1,515	4,489	2,091	89	5,570	2,436	
06	砒素及びその化合物	655	5,116	2,324	52	5,444	2,599	
07	総水銀	546	5,208	2,341	27	5,462	2,606	
08	アルキル水銀化合物	207	5,498	2,390	8	5,441	2,646	
09	P C B	250	5,455	2,390	5	5,442	2,648	
10	トリクロロエチレン	809	5,127	2,159	28	5,581	2,486	
11	テトラクロロエチレン	706	5,249	2,140	20	5,583	2,492	
12	ジクロロメタン	1,105	4,771	2,219	32	5,544	2,519	
13	四塩化炭素	455	5,263	2,377	11	5,449	2,635	
14	1,2-ジクロロエタン	404	5,312	2,379	17	5,442	2,636	
15	1,1-ジクロロエチレン	261	5,442	2,392	9	5,436	2,650	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	256	5,449	2,390	7	5,439	2,649	
17	1,1,1-トリクロロエタン	300	5,430	2,365	9	5,455	2,631	
18	1,1,2-トリクロロエタン	262	5,437	2,396	12	5,431	2,652	
19	1,3-ジクロロプロペン	248	5,452	2,395	9	5,432	2,654	
20	チウラム	291	5,412	2,392	21	5,423	2,651	
21	シマジン	220	5,477	2,398	8	5,433	2,654	
22	チオベンカルブ	221	5,475	2,399	7	5,431	2,657	
23	ベンゼン	674	5,066	2,355	55	5,408	2,632	
24	セレン及びその化合物	424	5,284	2,387	31	5,416	2,648	
25	ほう素及びその化合物	1,644	4,208	2,243	139	5,410	2,546	
26	ふっ素及びその化合物	1,916	4,001	2,178	131	5,462	2,502	
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	2,221	3,603	2,271	148	5,361	2,586	

表5.2(1) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

代表特定施設		事業場数	水素イオン濃度(pH) 下限値	
			最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	87	8.40	5.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	176	9.30	2.20
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	495	9.10	3.20
3	水産食料品製造業の用に供する施設	391	8.80	3.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	343	8.60	5.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	123	8.10	5.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	35	8.20	5.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	36	8.10	6.40
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	39	7.80	5.80
10	飲料製造業の用に供する施設	377	8.80	3.40
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	57	8.90	4.00
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	42	8.00	5.50
13	イースト製造業の用に供する施設	3	6.80	6.30
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	34	8.00	5.70
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	11	7.70	5.80
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	97	9.00	4.22
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	152	8.00	5.50
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	4	7.00	6.65
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	98	8.00	5.20
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	5	7.70	6.20
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	350	11.20	5.20
20	洗毛業の用に供する施設	4	7.20	6.40
21	化学繊維製造業の用に供する施設	36	7.60	5.90
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	1	6.80	6.80
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	16	8.10	5.70
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	2	7.83	7.80
22	木材薬品処理業の用に供する施設	6	7.70	6.20
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	306	11.00	4.60
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	39	8.00	5.80
24	化学肥料製造業の用に供する施設	32	7.90	5.70
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	3	7.40	7.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	31	7.60	5.40
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	216	8.10	5.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	17	8.10	6.70
29	コールドロール製品製造業の用に供する施設	3	7.90	6.70
30	発酵工業の用に供する施設	10	7.60	6.10
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	5	8.00	6.80
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	18	8.60	5.60
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	130	7.90	4.90
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	10	7.90	6.20
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	6	7.50	6.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	6.80	5.80
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	47	8.10	5.00
38	石けん製造業の用に供する施設	1	6.50	6.50
39	硬化油製造業の用に供する施設	1	6.00	6.00
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	5	6.80	6.20
41	香料製造業の用に供する施設	15	8.20	5.60
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	1	6.80	6.80
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	5	7.80	6.50
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	188	8.20	5.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	176	7.90	5.40
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	10	7.50	6.40
49	農薬製造業の用に供する混合施設	12	8.40	6.30
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-

## 水素イオン濃度(pH) 下限値

代表特定施設		事業場数	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	38	8.10	6.04
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	59	7.90	5.80
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型洗浄施設	3	7.40	6.60
52	皮革製造業の用に供する施設	6	7.40	6.40
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	203	8.80	5.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	113	11.90	5.60
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	180	12.00	5.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	6	7.20	6.50
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	96	8.10	3.80
59	砕石業の用に供する施設	42	9.00	4.80
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	53	8.20	4.30
61	鉄鋼業の用に供する施設	126	8.30	5.98
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	75	8.30	5.90
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	565	9.80	2.10
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	3	7.50	6.70
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	23	8.60	6.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	10	7.80	6.10
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	252	8.30	5.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1,597	9.00	2.00
66	電気めっき施設	746	9.00	3.90
66-2	旅館業の用に供する施設	1,574	10.00	2.60
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	195	8.10	4.30
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	188	8.30	3.50
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	554	9.00	3.31
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	2	7.00	6.90
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	324	9.90	3.90
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	7	7.00	5.80
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	314	8.00	3.20
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	104	7.90	5.30
69-2	中央卸売市場に設置される施設	9	7.60	6.40
69-3	地方卸売市場に設置される施設	28	7.80	2.80
70	廃油処理施設	3	7.20	6.50
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	6	7.60	6.00
71	自動式車両洗浄施設	65	7.90	5.80
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	898	8.70	2.70
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	55	7.70	5.00
71-4	産業廃棄物処理施設	70	7.80	5.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	209	9.40	3.40
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	12	8.20	5.80
72	し尿処理施設	8,174	9.80	1.10
73	下水道終末処理施設	1,933	8.00	4.50
74	特定事業場から排出される水の処理施設	272	8.40	3.60
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	1,776	8.70	3.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	6	7.20	6.60
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	256	8.20	4.10
-	特定施設不明	92	8.30	4.40
	合計	25,634	12.00	1.10

水素イオン濃度(pH)は濃度の逆数の常用対数であるため、平均値及び標準偏差の算出は行っていない。

表5.2(2) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

代表特定施設		水素イオン濃度(pH) 上限値		
		事業場数	最大値	最小値
1	鋳業又は水洗炭業の用に供する施設	87	9.60	6.40
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	176	10.20	5.30
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	495	10.00	5.20
3	水産食料品製造業の用に供する施設	391	11.00	5.40
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	343	9.31	6.20
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	123	9.00	6.80
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	35	9.00	6.60
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	36	8.30	6.70
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	39	8.60	6.80
10	飲料製造業の用に供する施設	377	9.50	6.20
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	57	8.90	5.10
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	42	8.90	6.70
13	イースト製造業の用に供する施設	3	8.20	7.30
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	34	8.60	6.60
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	11	8.40	7.40
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	97	9.40	5.04
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	152	8.70	6.50
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	4	7.90	7.44
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	98	8.60	6.10
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	5	8.30	7.85
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	350	11.20	6.20
20	洗毛業の用に供する施設	4	7.70	7.20
21	化学繊維製造業の用に供する施設	36	8.60	6.90
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	1	6.80	6.80
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	16	8.70	6.60
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	2	8.40	7.07
22	木材薬品処理業の用に供する施設	6	9.60	7.20
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	306	11.00	6.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	39	8.60	6.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	32	8.80	7.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	3	7.80	7.60
26	無機顔料製造業の用に供する施設	31	8.60	7.30
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	216	9.00	6.60
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	17	9.30	6.90
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	3	8.50	7.50
30	発酵工業の用に供する施設	10	8.20	7.40
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	5	8.30	7.50
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	18	8.90	7.20
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	130	9.00	6.40
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	10	8.60	7.20
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	6	8.80	7.50
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	8.50	7.50
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	47	9.00	6.50
38	石けん製造業の用に供する施設	1	7.60	7.60
39	硬化油製造業の用に供する施設	1	8.00	8.00
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	5	8.40	6.60
41	香料製造業の用に供する施設	15	8.50	6.60
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	1	7.50	7.50
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	5	8.20	7.70
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	188	9.70	6.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	176	8.70	6.63
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	10	8.30	6.80
49	農薬製造業の用に供する混合施設	12	9.00	7.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-

## 水素イオン濃度(pH) 上限値

代表特定施設		事業場数	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	38	8.40	7.10
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	59	9.10	6.90
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	3	8.40	7.10
52	皮革製造業の用に供する施設	6	8.30	6.40
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	203	9.00	6.20
54	セメント製品製造業の用に供する施設	113	11.90	6.20
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	180	13.00	5.80
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	6	7.80	7.30
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	96	9.10	6.40
59	砕石業の用に供する施設	42	10.70	6.40
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	53	13.00	6.60
61	鉄鋼業の用に供する施設	126	9.60	7.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	75	9.00	6.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	565	10.10	2.10
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	3	8.20	7.20
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	23	8.80	7.20
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	10	8.40	6.90
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	252	9.10	6.50
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1,597	10.40	3.50
66	電気めっき施設	745	9.20	6.00
66-2	旅館業の用に供する施設	1,574	10.00	2.60
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	195	9.00	6.40
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	188	8.60	5.70
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	554	9.60	5.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	2	7.60	7.00
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	324	10.40	3.30
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	7	8.60	6.90
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	314	8.60	5.20
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	104	8.70	5.80
69-2	中央卸売市場に設置される施設	9	8.10	6.20
69-3	地方卸売市場に設置される施設	28	8.00	6.60
70	廃油処理施設	3	8.50	7.90
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	6	8.50	7.00
71	自動式車両洗浄施設	65	9.00	6.40
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	898	11.60	3.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	55	8.30	6.70
71-4	産業廃棄物処理施設	70	9.00	6.70
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	209	9.40	5.90
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	12	8.60	7.10
72	し尿処理施設	8,173	11.40	3.30
73	下水道終末処理施設	1,933	9.97	5.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	272	11.60	6.30
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	1,776	11.00	3.20
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	6	7.70	7.40
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	256	8.50	5.40
-	特定施設不明	92	12.00	6.60
	合計	25,632	13.00	2.10

水素イオン濃度(pH)は濃度の逆数の常用対数であるため、平均値及び標準偏差の算出は行っていない。

表5.2(3) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	24	3.23	4.36	21.70	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	191	29.80	42.37	480.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	488	8.46	13.00	175.00	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	321	16.45	26.95	210.00	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	330	9.41	11.78	77.00	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	114	11.86	24.67	230.00	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	23	35.02	80.92	397.00	0.50
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	34	6.15	6.96	25.60	0.40
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	40	10.32	9.47	38.00	0.50
10	飲料製造業の用に供する施設	365	9.40	21.70	250.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	42	20.15	35.87	220.00	0.50
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	32	10.65	11.95	44.00	0.70
13	イースト製造業の用に供する施設	3	9.70	13.27	25.00	1.40
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	32	36.13	30.26	120.00	3.40
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	10	16.61	16.01	45.30	1.70
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	93	6.79	26.86	260.00	0.02
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	154	8.00	9.10	68.00	0.50
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	4	4.45	2.68	6.90	1.00
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	90	4.50	4.44	25.00	0.66
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	4	2.00	0.94	3.20	0.90
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	335	17.70	21.85	254.30	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	5	7.42	5.38	15.00	1.10
21	化学繊維製造業の用に供する施設	29	8.45	15.00	83.00	0.91
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	2	19.05	22.56	35.00	3.10
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	12	10.28	8.70	26.80	0.80
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	1	5.50	-	5.50	5.50
22	木材薬品処理業の用に供する施設	3	3.00	2.00	5.20	1.30
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	213	21.40	22.26	100.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	39	14.33	21.16	91.00	0.20
24	化学肥料製造業の用に供する施設	16	4.66	4.94	21.00	1.70
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	2	2.65	0.07	2.70	2.60
26	無機顔料製造業の用に供する施設	18	6.13	4.29	16.70	1.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	130	5.51	7.46	54.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	11	9.83	13.26	42.00	1.20
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
30	発酵工業の用に供する施設	10	9.34	13.79	45.00	0.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	2	0.85	0.21	1.00	0.70
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	12	10.09	6.78	19.70	1.20
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	100	5.35	5.52	32.00	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	4	12.55	14.98	35.00	4.40
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	4	14.75	10.74	25.00	1.30
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	3	2.17	0.86	3.10	1.40
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	14	7.13	5.61	20.90	1.10
38	石けん製造業の用に供する施設	1	54.00	-	54.00	54.00
39	硬化油製造業の用に供する施設	1	8.60	-	8.60	8.60
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	4	10.50	7.75	19.30	0.80
41	香料製造業の用に供する施設	11	4.05	4.36	13.00	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	5	1.38	1.03	2.90	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	146	6.74	10.39	80.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	159	5.58	10.16	95.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	10	3.49	2.47	8.00	1.30
49	農薬製造業の用に供する混合施設	9	3.17	3.10	9.50	0.90
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-



BOD 単位: mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	10	4.30	2.93	7.50	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	54	6.52	5.79	30.00	0.80
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	3	2.99	2.23	5.57	1.70
52	皮革製造業の用に供する施設	6	9.35	8.70	24.90	1.80
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	157	7.21	11.04	66.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	87	6.07	6.49	30.00	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	77	6.11	15.67	120.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	6	2.23	1.50	4.80	0.60
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	72	4.65	8.27	59.00	0.00
59	砕石業の用に供する施設	25	8.96	25.95	120.00	0.50
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	12	14.56	45.81	160.00	0.00
61	鉄鋼業の用に供する施設	73	3.92	6.47	40.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	60	4.49	5.32	35.00	0.10
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	526	5.95	8.71	120.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	3	9.57	5.23	14.00	3.80
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	6	1.86	2.14	5.90	0.30
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	5	4.04	2.32	6.50	1.50
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	224	1.33	1.63	14.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1,412	7.56	18.92	566.60	0.00
66	電気めっき施設	553	9.93	13.03	150.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	1,489	7.12	13.47	200.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	195	5.82	14.05	160.00	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	183	12.65	54.19	600.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	530	4.94	6.81	110.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	2	4.55	3.04	6.70	2.40
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	292	10.49	19.69	210.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	6	20.80	23.51	60.00	5.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	310	4.83	7.56	92.00	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	105	9.47	17.18	164.00	0.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	8	4.58	4.35	15.00	2.20
69-3	地方卸売市場に設置される施設	24	4.96	5.77	30.00	1.00
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	6	32.02	67.67	170.00	2.10
71	自動式車両洗浄施設	58	8.86	16.60	99.80	0.50
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	759	13.16	37.29	500.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	54	1.90	2.27	12.57	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	59	5.35	6.06	34.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	169	14.00	20.09	120.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	8	3.44	3.62	10.00	0.00
72	し尿処理施設	8,144	5.18	6.51	167.30	0.00
73	下水道終末処理施設	1,939	3.50	3.85	130.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	236	11.44	29.80	387.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	1,697	7.83	11.48	222.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	6	3.16	1.74	5.70	1.10
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	248	5.13	4.99	36.90	0.00
-	特定施設不明	83	12.24	61.88	557.00	0.00
	合計	23,688	7.25	16.00	600.00	0.00

表5.2(4) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	43	6.92	11.50	47.40	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	107	55.16	51.39	326.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	363	15.27	16.62	194.00	1.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	304	24.89	26.74	190.00	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	218	16.72	17.19	150.00	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	100	22.95	19.08	90.00	2.20
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	36	18.66	32.41	183.00	0.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	32	12.56	11.61	47.20	1.10
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	24	17.48	13.47	68.00	4.20
10	飲料製造業の用に供する施設	266	12.85	14.53	100.90	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	35	20.20	23.96	104.00	1.50
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	33	11.47	11.83	54.00	1.30
13	イースト製造業の用に供する施設	1	2.50	-	2.50	2.50
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	25	32.77	32.53	130.00	5.00
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	10	16.90	8.81	30.00	4.30
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	77	9.57	6.44	33.00	0.09
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	112	12.91	8.76	52.00	0.00
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	4	15.83	7.54	23.80	5.60
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	78	10.24	7.36	39.00	0.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	5	4.23	1.62	6.45	2.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	292	32.82	31.84	230.00	0.20
20	洗毛業の用に供する施設	3	46.60	72.23	130.00	4.90
21	化学繊維製造業の用に供する施設	34	11.11	21.50	110.00	1.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	1	46.00	-	46.00	46.00
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	12	17.00	16.41	58.50	1.90
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	1	12.10	-	12.10	12.10
22	木材薬品処理業の用に供する施設	4	4.05	3.08	8.50	1.50
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	258	34.95	25.35	117.00	0.80
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	27	14.27	19.39	90.20	0.20
24	化学肥料製造業の用に供する施設	23	9.04	24.26	120.00	1.39
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	1	2.00	-	2.00	2.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	26	5.30	2.59	11.50	0.80
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	186	8.48	14.03	105.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	13	6.78	6.70	19.00	1.00
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	3	5.60	2.43	8.40	4.00
30	発酵工業の用に供する施設	9	12.80	13.98	38.00	0.50
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	3	3.53	2.66	6.60	1.90
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	14	21.37	26.09	101.90	2.90
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	121	9.07	11.02	88.00	0.23
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	10	17.09	14.87	42.30	1.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	6	43.67	52.10	142.10	6.70
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	5.80	1.09	7.00	4.70
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	47	10.19	13.15	80.00	1.30
38	石けん製造業の用に供する施設	1	38.00	-	38.00	38.00
39	硬化油製造業の用に供する施設	1	19.00	-	19.00	19.00
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	5	10.64	7.71	19.00	1.00
41	香料製造業の用に供する施設	14	9.69	6.07	22.40	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	5	4.40	2.86	7.40	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	176	12.47	21.70	153.80	0.60
47	医薬品製造業の用に供する施設	149	9.93	14.86	160.00	0.50
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	10	4.99	2.68	10.70	2.50
49	農薬製造業の用に供する混合施設	8	7.44	8.93	28.00	1.40
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

COD 単位: mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	37	5.99	4.73	27.00	0.73
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	51	16.74	52.65	376.80	0.30
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	2	4.24	2.46	5.98	2.50
52	皮革製造業の用に供する施設	3	99.53	83.13	156.90	4.20
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	94	5.83	6.95	40.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	81	9.62	10.36	53.00	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	63	5.55	8.31	60.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	5	5.72	3.93	12.00	2.30
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	88	6.19	15.96	150.00	0.00
59	砕石業の用に供する施設	24	6.10	12.03	60.00	0.20
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	16	6.73	14.37	60.00	0.50
61	鉄鋼業の用に供する施設	109	5.06	4.46	35.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	60	5.07	4.36	20.00	0.47
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	445	8.54	11.12	120.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	1	18.50	-	18.50	18.50
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	23	2.97	1.72	6.20	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	10	5.76	3.44	13.00	1.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	167	2.60	3.11	32.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1,166	9.44	19.54	535.80	0.00
66	電気めっき施設	415	13.64	16.24	160.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	917	9.19	10.43	160.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	139	9.66	7.25	49.70	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	147	12.42	11.07	110.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	412	8.60	5.74	41.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	216	17.68	23.56	208.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	5	22.18	23.64	60.00	3.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	244	9.15	7.18	67.00	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	64	13.41	10.29	66.00	2.50
69-2	中央卸売市場に設置される施設	8	4.99	2.67	8.80	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	23	7.50	6.05	27.00	1.20
70	廃油処理施設	3	2.03	0.12	2.10	1.90
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	3	9.63	2.84	12.70	7.10
71	自動式車両洗浄施設	55	9.85	8.64	44.60	0.60
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	596	10.62	23.58	500.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	52	5.58	5.72	36.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	58	12.70	18.48	116.00	0.60
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	102	13.80	17.03	100.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	8	6.64	5.40	15.00	0.00
72	し尿処理施設	6,036	9.86	7.66	210.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,835	8.93	4.01	73.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	198	16.50	23.90	187.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	1,794	13.11	9.63	110.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	6	5.92	1.99	8.50	3.00
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	222	9.58	7.61	65.00	0.50
-	特定施設不明	79	8.78	11.61	97.60	0.00
	合計	19,423	11.67	15.18	535.80	0.00

表5.2(5) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

SS 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	76	10.34	11.33	45.00	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	184	31.64	35.05	196.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	486	10.96	20.26	370.00	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	371	21.21	29.57	200.00	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	338	13.47	15.38	135.00	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	122	12.11	13.50	100.00	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	—	—	—	—
7	砂糖製造業の用に供する施設	36	12.61	11.44	54.00	0.50
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	36	11.39	12.53	61.70	0.73
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	35	14.31	12.30	54.00	1.00
10	飲料製造業の用に供する施設	363	10.16	17.58	250.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	50	14.71	16.86	96.00	0.50
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	42	7.91	13.81	90.00	0.00
13	イースト製造業の用に供する施設	3	10.13	8.22	18.00	1.60
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	37	37.72	39.15	150.00	2.70
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	12	8.65	7.68	28.80	1.50
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	90	7.79	8.36	42.00	0.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	148	8.91	7.71	40.00	0.00
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	4	4.30	2.98	8.00	1.00
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	94	7.81	8.47	60.00	0.60
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	4	2.89	1.94	5.70	1.30
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	339	15.16	14.57	82.90	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	4	5.13	3.42	10.00	2.50
21	化学繊維製造業の用に供する施設	35	4.63	3.21	13.00	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	2	41.50	4.95	45.00	38.00
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	15	9.17	7.00	21.80	1.40
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	1	6.80	—	6.80	6.80
22	木材薬品処理業の用に供する施設	4	2.28	1.02	3.40	1.00
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	309	14.87	13.16	130.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	35	11.23	27.57	156.40	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	29	7.89	5.43	21.00	2.40
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	3	5.03	2.93	7.20	1.70
26	無機顔料製造業の用に供する施設	30	7.41	8.65	37.60	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	203	7.38	8.72	60.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	15	4.78	5.88	21.40	0.00
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	3	3.67	2.77	6.00	0.60
30	発酵工業の用に供する施設	10	7.05	8.00	21.00	0.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	5	6.28	3.80	11.00	2.30
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	17	9.14	8.09	30.20	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	126	4.86	5.16	29.50	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	10	9.54	4.86	21.00	2.40
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	6	5.40	4.08	10.00	0.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	2.56	1.28	4.00	1.40
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	46	6.08	4.73	20.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	1	17.10	—	17.10	17.10
39	硬化油製造業の用に供する施設	1	7.80	—	7.80	7.80
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設	4	10.38	8.98	21.00	0.00
41	香料製造業の用に供する施設	15	4.68	4.62	14.30	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	1	6.30	—	6.30	6.30
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	5	1.74	1.65	3.50	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゆう施設	0	—	—	—	—
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	175	5.46	6.06	50.70	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	165	5.47	5.55	39.80	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	10	5.12	6.47	22.50	0.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	11	2.92	3.21	10.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	—	—	—	—

SS 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	38	4.31	3.93	20.50	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	54	5.06	6.25	40.50	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	3	1.39	0.35	1.78	1.10
52	皮革製造業の用に供する施設	7	26.01	35.59	102.60	1.00
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	177	5.63	10.77	120.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	101	8.73	13.10	100.00	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	127	14.23	18.90	150.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	—	—	—	—
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	7	4.63	3.77	11.50	1.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	97	10.45	16.07	107.00	0.00
59	砕石業の用に供する施設	35	21.75	23.32	120.00	2.00
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	51	36.92	39.43	194.00	0.00
61	鉄鋼業の用に供する施設	124	6.95	9.49	74.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	70	3.87	3.81	18.00	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	537	5.30	9.65	150.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	2	6.10	2.97	8.20	4.00
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	23	2.14	2.30	10.20	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	11	4.60	2.64	9.30	0.60
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	246	7.60	10.02	103.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1,457	5.54	10.22	150.00	0.00
66	電気めっき施設	540	6.11	9.76	120.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	1,325	7.84	12.40	200.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	185	9.38	11.72	86.00	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	178	13.50	47.83	600.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	485	6.99	8.59	89.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	2	6.30	6.08	10.60	2.00
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	—	—	—	—
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	287	11.24	14.33	98.50	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	5	11.46	16.10	40.00	1.60
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	296	7.35	9.21	94.00	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	103	7.93	8.49	60.00	0.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	9	9.77	7.45	23.00	2.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	25	7.81	7.45	29.00	1.00
70	廃油処理施設	2	1.90	0.85	2.50	1.30
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	6	6.57	4.73	13.00	2.70
71	自動式車両洗浄施設	59	7.22	7.44	39.40	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	725	10.10	30.41	500.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	54	2.84	5.84	40.50	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	68	5.51	7.47	40.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	155	10.23	15.81	120.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	8	1.04	1.31	4.00	0.00
72	し尿処理施設	7,881	5.22	6.33	143.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,937	3.24	3.55	110.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	260	9.63	12.89	90.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	1,600	7.59	8.35	120.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	6	4.97	3.13	9.80	1.20
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	242	5.85	7.29	71.00	0.00
—	特定施設不明	85	5.46	13.99	120.00	0.00
	合計	23,866	7.37	13.33	600.00	0.00

表5.2(6) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

代表特定施設		事業場数	ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類) 単位:mg/			
			平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	24	0.24	0.48	1.60	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	10	0.15	0.34	1.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	81	0.85	3.60	30.00	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	42	1.87	3.77	15.20	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	69	0.26	0.73	5.00	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	17	0.02	0.10	0.40	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	16	0.44	0.33	1.00	0.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	8	0.13	0.23	0.50	0.00
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	2	0.00	0.00	0.00	0.00
10	飲料製造業の用に供する施設	107	0.67	2.62	25.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	4	0.38	0.48	1.00	0.00
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	8	0.88	1.46	4.00	0.00
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	17	0.41	0.71	2.00	0.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	22	0.55	1.50	7.00	0.00
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	17	0.29	0.59	2.00	0.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	140	1.34	1.97	11.00	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	21	0.18	0.28	1.00	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	6	0.37	0.50	1.00	0.00
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	96	0.51	0.85	5.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	23	0.89	1.15	5.00	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	13	0.08	0.15	0.50	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	3	0.17	0.29	0.50	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	20	0.06	0.15	0.50	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	118	0.19	0.35	2.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	13	0.38	0.46	1.00	0.00
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	2	0.55	0.07	0.60	0.50
30	発酵工業の用に供する施設	6	0.00	0.00	0.00	0.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	13	0.19	0.38	1.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	95	0.36	0.55	2.50	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	8	0.78	1.71	5.00	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	6	1.27	1.98	5.00	0.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	4	0.03	0.05	0.10	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	41	0.20	0.28	1.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
41	香料製造業の用に供する施設	3	1.00	1.32	2.50	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	108	0.29	0.43	2.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	93	0.49	0.97	5.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	8	0.25	0.35	1.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類) 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	35	0.47	0.64	2.60	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	47	0.84	1.17	7.00	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	1	1.00	-	1.00	1.00
52	皮革製造業の用に供する施設	1	0.50	-	0.50	0.50
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	93	0.40	0.86	5.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	60	0.73	1.09	6.50	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	37	0.66	1.21	5.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	5	0.22	0.26	0.50	0.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	46	0.35	0.44	1.40	0.00
59	砕石業の用に供する施設	2	0.50	0.71	1.00	0.00
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	107	0.56	1.11	9.30	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	49	0.43	0.69	2.50	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	460	0.69	1.39	20.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	1	2.50	-	2.50	2.50
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	22	0.03	0.09	0.30	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	8	0.99	1.67	5.00	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	72	0.20	0.52	2.50	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1,099	0.68	1.02	13.00	0.00
66	電気めっき施設	322	0.60	1.04	10.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	98	0.78	1.99	14.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	27	0.43	0.82	2.50	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	27	0.56	1.61	8.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	46	0.75	1.29	5.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	117	1.52	3.63	30.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	1	1.00	-	1.00	1.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	25	0.49	0.71	2.60	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	8	0.88	2.10	6.00	0.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	3	0.33	0.58	1.00	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
70	廃油処理施設	2	0.50	0.71	1.00	0.00
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	4	1.30	1.35	3.20	0.00
71	自動式車両洗浄施設	37	0.94	1.04	5.40	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	322	0.40	0.95	8.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	43	0.13	0.31	1.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	51	0.45	0.73	2.80	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	110	1.48	2.67	25.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	9	0.28	0.36	1.00	0.00
72	し尿処理施設	853	0.40	1.16	20.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,274	0.17	0.55	7.10	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	102	0.48	0.95	5.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	149	0.35	1.12	10.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	15	0.27	0.56	2.00	0.00
-	特定施設不明	39	0.43	0.99	5.00	0.00
	合計	7,141	0.51	1.30	30.00	0.00

表5.2(7) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

代表特定施設		ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類) 単位: mg/				
		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	16	0.39	0.55	1.60	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	23	0.93	2.24	10.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	343	1.29	1.99	15.50	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	170	3.39	7.43	50.00	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	111	0.98	1.67	10.00	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	59	0.64	0.94	5.00	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	6	0.17	0.26	0.50	0.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	15	0.62	0.58	2.00	0.00
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	9	0.63	0.48	1.00	0.00
10	飲料製造業の用に供する施設	132	0.89	1.92	15.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	24	1.84	2.40	10.00	0.00
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	29	1.54	2.05	10.00	0.00
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	5	0.30	0.45	1.00	0.00
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	51	1.00	1.57	8.10	0.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	81	1.48	4.51	40.00	0.00
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	3	0.37	0.23	0.50	0.10
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	61	1.45	2.69	20.00	0.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	122	2.39	4.11	32.00	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	2	1.00	0.00	1.00	1.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	11	0.41	0.68	2.20	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	2	0.50	0.71	1.00	0.00
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	69	0.62	1.15	5.40	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	10	0.25	0.42	1.00	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	6	0.18	0.45	1.10	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	9	0.56	1.49	4.50	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	52	0.11	0.26	1.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	6	0.17	0.41	1.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	44	0.26	0.49	2.00	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	5	0.04	0.09	0.20	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	7	0.00	0.00	0.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	1	17.10	-	17.10	17.10
39	硬化油製造業の用に供する施設	1	1.30	-	1.30	1.30
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	4	0.50	1.00	2.00	0.00
41	香料製造業の用に供する施設	7	0.44	0.44	1.00	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	67	0.84	3.20	24.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	67	0.45	0.96	5.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-



ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類) 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	20	0.32	0.46	1.20	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	1	0.05	-	0.05	0.05
52	皮革製造業の用に供する施設	6	1.87	2.62	7.20	0.50
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	43	0.33	0.88	5.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	20	0.76	0.85	3.00	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	24	0.50	1.13	5.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	2	0.25	0.35	0.50	0.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	20	0.16	0.33	1.00	0.00
59	砕石業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	27	0.57	1.45	7.10	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	21	0.29	0.77	3.40	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	181	0.41	1.16	11.80	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	1	2.50	-	2.50	2.50
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	6	0.00	0.00	0.00	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	67	0.11	0.35	2.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	450	0.47	1.19	12.00	0.00
66	電気めっき施設	145	0.46	1.70	15.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	266	1.38	2.56	30.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	106	1.26	2.06	15.00	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	132	1.56	4.42	50.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	104	1.29	3.52	30.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	114	2.99	5.22	30.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	59	1.26	1.62	5.00	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	75	2.02	4.69	38.33	0.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	4	0.88	1.18	2.50	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	14	1.12	1.05	3.10	0.00
70	廃油処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	23	0.92	1.38	5.00	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	303	1.11	3.25	30.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	37	0.16	0.38	1.60	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	35	0.26	0.48	1.80	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	41	1.61	3.35	20.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	5	0.30	0.45	1.00	0.00
72	し尿処理施設	1,537	0.77	1.91	30.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,609	0.27	0.97	30.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	88	0.89	1.58	10.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	216	0.91	2.29	27.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	34	0.46	0.72	2.00	0.00
-	特定施設不明	39	1.03	3.89	24.00	0.00
	合計	7,541	0.85	2.46	50.00	0.00

表5.2(8) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	19	0.10	0.41	1.80	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	8	0.15	0.35	1.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	49	0.34	2.14	15.00	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	18	0.34	1.19	5.00	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	32	0.02	0.09	0.50	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	9	0.00	0.01	0.02	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	3	0.10	0.17	0.30	0.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	3	0.00	0.00	0.00	0.00
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	1	0.00	-	0.00	0.00
10	飲料製造業の用に供する施設	82	0.03	0.09	0.50	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	2	0.05	0.07	0.10	0.00
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	9	0.84	2.32	7.00	0.00
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	1	0.00	-	0.00	0.00
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	6	0.02	0.04	0.10	0.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	74	0.03	0.10	0.50	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	17	0.03	0.12	0.50	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	6	0.40	0.64	1.70	0.00
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	88	0.06	0.14	0.50	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	12	0.07	0.14	0.50	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	9	0.00	0.00	0.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	13	0.00	0.01	0.03	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	66	0.03	0.13	0.90	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	6	0.02	0.04	0.10	0.00
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.01	0.00
30	発酵工業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	8	0.00	0.00	0.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	66	0.02	0.07	0.40	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	6	0.03	0.04	0.10	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	6	0.05	0.08	0.20	0.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	23	0.01	0.03	0.10	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
41	香料製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	4	0.00	0.00	0.01	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	80	0.07	0.30	2.60	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	77	0.03	0.10	0.50	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

フェノール類 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	26	0.07	0.16	0.63	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	16	0.04	0.12	0.50	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	1	0.05	-	0.05	0.05
52	皮革製造業の用に供する施設	1	0.02	-	0.02	0.02
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	40	0.02	0.08	0.50	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	19	0.01	0.03	0.10	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	26	0.06	0.16	0.50	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	20	0.01	0.02	0.10	0.00
59	砕石業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	56	0.01	0.03	0.20	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	26	0.01	0.02	0.10	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	236	0.02	0.08	0.50	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	13	0.00	0.00	0.00	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	6	0.07	0.10	0.20	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	102	0.00	0.01	0.05	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	481	0.03	0.13	1.50	0.00
66	電気めっき施設	140	0.01	0.02	0.10	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	50	0.11	0.71	5.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	13	0.46	1.39	5.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	18	0.04	0.12	0.50	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	19	0.09	0.25	1.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	32	0.06	0.13	0.50	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	8	0.21	0.36	1.00	0.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	2	0.25	0.35	0.50	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	1	0.01	-	0.01	0.01
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	6	0.02	0.04	0.10	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	325	0.05	0.15	1.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	46	0.02	0.08	0.50	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	42	0.03	0.09	0.50	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	28	0.12	0.25	1.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	5	0.00	0.00	0.01	0.00
72	し尿処理施設	550	0.03	0.10	1.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,773	0.02	0.07	0.50	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	66	0.01	0.03	0.17	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	77	0.01	0.04	0.30	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	6	0.00	0.00	0.01	0.00
-	特定施設不明	30	0.16	0.73	4.00	0.00
	合計	5,161	0.03	0.29	15.00	0.00

表5.2(9) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	53	0.05	0.10	0.70	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	50	0.25	1.43	10.00	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	20	0.06	0.22	1.00	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	35	0.01	0.05	0.30	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	8	0.00	0.01	0.02	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	3	0.00	0.00	0.00	0.00
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	1	0.00	-	0.00	0.00
10	飲料製造業の用に供する施設	85	0.01	0.04	0.30	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.01	0.00
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	8	0.00	0.01	0.02	0.00
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	1	0.00	-	0.00	0.00
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	5	0.02	0.04	0.08	0.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	69	0.05	0.17	1.30	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	20	0.01	0.03	0.10	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	1	0.06	-	0.06	0.06
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	84	0.02	0.07	0.51	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	12	0.09	0.19	0.62	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	12	0.01	0.01	0.02	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	3	0.00	0.01	0.01	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	17	0.01	0.03	0.10	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	101	0.03	0.09	0.54	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	6	0.05	0.07	0.16	0.00
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
30	発酵工業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	12	0.16	0.21	0.62	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	53	0.03	0.14	0.94	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	8	0.04	0.07	0.20	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	4	0.01	0.01	0.02	0.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	20	0.02	0.05	0.17	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
41	香料製造業の用に供する施設	3	0.04	0.06	0.10	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	65	0.03	0.09	0.56	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	72	0.03	0.06	0.37	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	8	0.02	0.03	0.09	0.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

銅 単位:mg/

銅 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	10	0.01	0.02	0.06	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	17	0.02	0.03	0.10	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	1	0.01	-	0.01	0.01
52	皮革製造業の用に供する施設	1	0.05	-	0.05	0.05
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	62	0.02	0.04	0.20	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	22	0.01	0.03	0.10	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	29	0.02	0.04	0.17	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	3	0.00	0.01	0.01	0.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	37	0.02	0.06	0.30	0.00
59	砕石業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	69	0.04	0.24	2.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	48	0.12	0.28	1.50	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	311	0.04	0.20	3.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	15	0.00	0.00	0.01	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	125	0.00	0.01	0.10	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	796	0.10	0.29	3.34	0.00
66	電気めっき施設	501	0.25	0.38	2.50	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	70	0.06	0.36	3.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	12	0.75	2.60	9.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	20	0.01	0.02	0.10	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	25	0.09	0.40	2.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	2	0.03	0.04	0.05	0.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	22	0.04	0.07	0.30	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	2	0.10	0.14	0.20	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	1	0.03	-	0.03	0.03
70	廃油処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	9	0.01	0.03	0.10	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	373	0.03	0.08	1.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	46	0.01	0.02	0.09	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	48	0.04	0.09	0.40	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	43	0.11	0.25	1.20	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	7	0.02	0.02	0.06	0.00
72	し尿処理施設	605	0.02	0.11	2.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,788	0.01	0.04	0.78	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	89	0.03	0.08	0.60	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	91	0.01	0.06	0.56	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	7	0.00	0.00	0.01	0.00
-	特定施設不明	38	0.10	0.40	2.40	0.00
	合計	6,242	0.05	0.26	10.00	0.00

表5.2(10) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	57	0.35	0.55	2.15	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	52	0.44	1.87	12.00	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	20	0.12	0.40	1.80	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	35	0.03	0.06	0.26	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	9	0.05	0.04	0.12	0.01
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	3	0.00	0.01	0.01	0.00
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	1	0.00	-	0.00	0.00
10	飲料製造業の用に供する施設	87	0.03	0.04	0.20	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	4	0.03	0.04	0.09	0.00
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	3	0.01	0.01	0.02	0.00
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.01	0.00
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	3	0.00	0.01	0.01	0.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	8	0.00	0.01	0.02	0.00
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	1	0.05	-	0.05	0.05
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	5	0.04	0.08	0.18	0.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	1	0.04	-	0.04	0.04
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	73	0.09	0.15	0.80	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	22	0.14	0.30	1.30	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	2	0.02	0.03	0.04	0.00
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	2	0.60	0.71	1.10	0.10
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	89	0.04	0.10	0.75	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	12	0.02	0.04	0.13	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	12	0.04	0.08	0.27	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	2	0.04	0.04	0.07	0.01
26	無機顔料製造業の用に供する施設	21	0.25	0.57	2.00	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	107	0.13	0.32	2.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	7	0.03	0.04	0.12	0.00
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	2	0.10	0.03	0.12	0.08
30	発酵工業の用に供する施設	5	0.01	0.03	0.06	0.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	9	0.04	0.06	0.16	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	54	0.12	0.18	0.80	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	9	0.28	0.39	1.00	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	5	0.16	0.23	0.50	0.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	4	0.05	0.05	0.11	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	27	0.13	0.25	1.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	2	0.00	0.00	0.01	0.00
41	香料製造業の用に供する施設	3	0.04	0.06	0.10	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	5	0.04	0.04	0.08	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	76	0.10	0.18	1.10	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	74	0.06	0.13	0.80	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	8	0.07	0.04	0.13	0.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	3	0.01	0.02	0.03	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

亜鉛 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	14	0.06	0.10	0.30	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	29	0.07	0.07	0.23	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
52	皮革製造業の用に供する施設	2	0.02	0.01	0.02	0.01
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	75	0.10	0.24	1.70	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	23	0.05	0.06	0.20	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	31	0.02	0.05	0.20	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	3	0.02	0.03	0.05	0.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	53	0.22	0.31	1.67	0.00
59	砕石業の用に供する施設	2	0.03	0.02	0.04	0.01
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	1	0.02	-	0.02	0.02
61	鉄鋼業の用に供する施設	81	0.10	0.23	1.90	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	52	0.15	0.36	2.00	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	352	0.23	1.15	20.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	15	0.02	0.04	0.13	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	3	0.00	0.01	0.01	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	128	0.01	0.04	0.28	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	984	0.27	1.18	31.00	0.00
66	電気めっき施設	522	0.64	1.14	13.30	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	69	0.33	2.03	16.20	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	5	0.02	0.04	0.09	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	11	0.00	0.02	0.05	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	16	0.01	0.02	0.06	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	25	0.22	0.80	4.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	22	0.09	0.13	0.50	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	4	0.01	0.02	0.03	0.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	2	0.10	0.14	0.20	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	1	0.01	-	0.01	0.01
70	廃油処理施設	1	0.34	-	0.34	0.34
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	11	0.03	0.04	0.12	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	374	0.07	0.13	1.10	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	46	0.07	0.17	0.92	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	47	0.08	0.14	0.90	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	52	0.19	0.32	1.40	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	7	0.12	0.10	0.26	0.00
72	し尿処理施設	618	0.05	0.16	2.50	0.00
73	下水道終末処理施設	1,808	0.04	0.17	6.90	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	91	0.19	0.65	4.90	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	90	0.02	0.05	0.30	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	7	0.01	0.02	0.04	0.00
-	特定施設不明	40	0.23	0.72	4.00	0.00
	合計	6,655	0.16	0.71	31.00	0.00

表5.2(11) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	溶解性鉄 単位:mg/	
					最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	48	0.24	0.42	2.10	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	49	0.11	0.23	1.36	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	19	0.04	0.10	0.40	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	36	0.08	0.23	1.00	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	9	0.14	0.12	0.38	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	3	0.03	0.06	0.10	0.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	3	0.00	0.00	0.00	0.00
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	1	0.00	-	0.00	0.00
10	飲料製造業の用に供する施設	87	0.12	0.26	1.80	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	5	0.11	0.15	0.29	0.00
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	4	0.74	0.68	1.60	0.00
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	2	0.06	0.08	0.12	0.00
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	3	0.19	0.27	0.50	0.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	9	0.25	0.73	2.20	0.00
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	1	0.23	-	0.23	0.23
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	5	0.01	0.02	0.05	0.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	1	0.15	-	0.15	0.15
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	65	0.40	1.29	9.80	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	18	0.21	0.39	1.30	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	2	0.03	0.04	0.05	0.00
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	1	0.20	-	0.20	0.20
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	86	0.10	0.20	1.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	14	0.06	0.13	0.50	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	12	0.04	0.04	0.13	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	3	0.04	0.07	0.13	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	22	0.10	0.22	1.00	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	104	0.25	0.92	9.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	6	0.07	0.08	0.20	0.00
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	2	0.05	0.07	0.10	0.00
30	発酵工業の用に供する施設	5	0.01	0.01	0.03	0.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.05	-	0.05	0.05
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	9	0.07	0.21	0.63	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	57	0.13	0.27	1.70	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	8	0.16	0.22	0.53	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	5	0.34	0.27	0.60	0.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	0.12	0.13	0.30	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	22	0.06	0.07	0.25	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	2	0.05	0.07	0.10	0.00
41	香料製造業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	4	0.06	0.04	0.10	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	69	0.13	0.18	1.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	70	0.16	0.43	3.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	5	0.07	0.10	0.23	0.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-



溶解性鉄 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	12	0.08	0.14	0.50	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	15	0.14	0.23	0.70	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	1	0.01	-	0.01	0.01
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	51	0.08	0.17	1.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	20	0.12	0.22	1.00	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	26	0.45	1.88	9.60	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	3	0.02	0.03	0.05	0.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	41	0.14	0.24	1.00	0.00
59	砕石業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	89	0.19	0.29	1.50	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	39	0.13	0.21	1.00	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	336	0.18	0.48	7.20	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	14	0.04	0.12	0.44	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	3	0.02	0.04	0.07	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	150	0.09	0.32	3.20	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	868	0.25	1.19	24.00	0.00
66	電気めっき施設	310	0.32	0.92	10.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	61	0.23	1.29	10.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	3	0.08	0.13	0.23	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	11	0.00	0.01	0.03	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	18	0.08	0.13	0.52	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	21	1.39	3.07	10.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	15	0.12	0.26	1.00	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	5	0.02	0.05	0.11	0.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	2	0.25	0.35	0.50	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	1	0.03	-	0.03	0.03
70	廃油処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	9	0.10	0.16	0.50	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	351	0.15	0.58	10.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	46	0.12	0.26	1.70	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	46	0.28	0.70	4.20	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	44	0.34	0.80	5.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	7	0.16	0.29	0.80	0.00
72	し尿処理施設	589	0.08	0.38	8.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,782	0.04	0.11	1.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	82	0.12	0.25	1.27	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	78	0.04	0.08	0.32	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	8	0.09	0.22	0.62	0.00
-	特定施設不明	37	0.33	1.39	8.00	0.00
	合計	6,090	0.14	0.66	24.00	0.00

表5.2(12) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

代表特定施設		事業場数	溶解性マンガン 単位:mg/			
			平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	39	0.88	1.17	4.80	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	48	0.06	0.21	1.10	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	20	0.11	0.40	1.80	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	35	0.05	0.19	1.00	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	9	0.08	0.09	0.30	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	3	0.01	0.01	0.02	0.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	3	0.00	0.00	0.00	0.00
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	1	0.00	-	0.00	0.00
10	飲料製造業の用に供する施設	84	0.04	0.13	1.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	5	0.19	0.27	0.59	0.00
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	4	0.18	0.28	0.60	0.00
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	9	0.01	0.01	0.03	0.00
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	1	0.80	-	0.80	0.80
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.01	0.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	63	0.12	0.25	1.00	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	18	0.02	0.03	0.10	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	85	0.11	0.24	1.60	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	11	0.01	0.02	0.05	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	12	0.03	0.06	0.21	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	2	0.01	0.02	0.03	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	21	0.79	1.32	4.60	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	90	0.30	1.07	9.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	6	0.04	0.04	0.10	0.00
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	2	0.05	0.01	0.05	0.04
30	発酵工業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	9	0.11	0.21	0.61	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	51	0.09	0.18	0.84	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	8	0.04	0.04	0.10	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	5	0.54	0.73	1.60	0.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	0.03	0.06	0.13	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	20	0.03	0.06	0.22	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	2	0.05	0.07	0.10	0.00
41	香料製造業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	66	0.08	0.21	1.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	68	0.07	0.19	1.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	6	0.14	0.23	0.54	0.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

溶解性マンガン 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	10	0.05	0.06	0.19	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	14	0.02	0.04	0.10	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	1	0.01	-	0.01	0.01
52	皮革製造業の用に供する施設	1	0.05	-	0.05	0.05
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	43	0.05	0.16	1.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	19	0.05	0.08	0.30	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	27	0.10	0.24	1.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	3	0.01	0.01	0.02	0.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	38	0.14	0.30	1.62	0.00
59	砕石業の用に供する施設	3	0.01	0.02	0.03	0.00
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	69	0.06	0.12	0.80	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	38	0.11	0.29	1.70	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	276	0.10	0.28	3.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	14	0.23	0.77	2.90	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	153	0.23	0.78	6.25	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	592	0.12	0.55	10.00	0.00
66	電気めっき施設	188	0.07	0.26	2.90	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	57	0.35	1.44	10.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	11	0.00	0.00	0.01	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	16	0.05	0.15	0.59	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	21	0.69	2.30	10.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	16	0.10	0.25	1.00	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	5	0.08	0.15	0.35	0.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	2	0.25	0.35	0.50	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	1	0.01	-	0.01	0.01
70	廃油処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	8	0.03	0.05	0.10	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	352	0.07	0.40	5.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	46	0.06	0.10	0.40	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	46	0.26	0.49	2.60	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	34	0.33	0.90	5.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	8	0.05	0.07	0.20	0.00
72	し尿処理施設	568	0.11	0.50	8.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,790	0.03	0.11	2.03	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	75	0.08	0.23	1.17	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	76	0.03	0.12	1.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	7	0.02	0.06	0.15	0.00
-	特定施設不明	34	0.41	1.47	8.00	0.00
	合計	5,515	0.10	0.46	10.00	0.00

表5.2(13) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	22	0.01	0.01	0.02	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	50	0.01	0.03	0.20	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	17	0.01	0.01	0.05	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	36	0.01	0.03	0.20	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	9	0.01	0.01	0.04	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	3	0.00	0.00	0.00	0.00
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	1	0.00	-	0.00	0.00
10	飲料製造業の用に供する施設	87	0.01	0.03	0.20	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	5	0.01	0.02	0.05	0.00
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	3	0.01	0.01	0.02	0.00
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	8	0.01	0.02	0.05	0.00
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	1	0.00	-	0.00	0.00
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	6	0.00	0.01	0.02	0.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	85	0.03	0.05	0.30	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	19	0.00	0.01	0.02	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	86	0.01	0.03	0.20	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	14	0.07	0.21	0.80	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	13	0.00	0.00	0.01	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	19	0.01	0.04	0.17	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	100	0.01	0.03	0.20	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	6	0.01	0.02	0.04	0.00
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.02	0.00
30	発酵工業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	9	0.01	0.02	0.05	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	55	0.01	0.02	0.10	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	8	0.04	0.07	0.20	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	4	0.08	0.15	0.30	0.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	4	0.02	0.04	0.09	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	19	0.00	0.01	0.02	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
41	香料製造業の用に供する施設	3	0.02	0.02	0.04	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	64	0.02	0.04	0.20	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	68	0.01	0.03	0.10	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	7	0.00	0.00	0.01	0.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

クロム 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	10	0.00	0.00	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	14	0.01	0.01	0.05	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	1	0.04	-	0.04	0.04
52	皮革製造業の用に供する施設	4	0.20	0.08	0.30	0.10
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	53	0.02	0.04	0.20	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	56	0.03	0.05	0.26	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	60	0.03	0.05	0.23	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	4	0.01	0.01	0.01	0.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	47	0.02	0.04	0.20	0.00
59	砕石業の用に供する施設	4	0.01	0.02	0.04	0.00
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	3	0.07	0.11	0.20	0.00
61	鉄鋼業の用に供する施設	76	0.02	0.04	0.20	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	42	0.01	0.01	0.05	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	325	0.03	0.09	0.84	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	1	0.10	-	0.10	0.10
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	14	0.00	0.01	0.04	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	113	0.00	0.01	0.04	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	803	0.04	0.14	2.00	0.00
66	電気めっき施設	574	0.14	0.26	2.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	64	0.05	0.25	2.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	4	0.01	0.02	0.04	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	11	0.00	0.00	0.01	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	16	0.02	0.05	0.20	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	21	0.05	0.22	1.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	2	0.03	0.04	0.05	0.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	20	0.04	0.05	0.20	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	7	0.43	0.93	2.50	0.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	2	0.05	0.07	0.10	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	1	0.01	-	0.01	0.01
70	廃油処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	8	0.01	0.04	0.10	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	371	0.02	0.07	1.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	46	0.01	0.02	0.05	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	45	0.03	0.07	0.40	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	46	0.08	0.19	1.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	7	0.01	0.02	0.05	0.00
72	し尿処理施設	585	0.01	0.10	2.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,775	0.01	0.02	0.26	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	89	0.03	0.10	0.60	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	78	0.00	0.01	0.10	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	7	0.01	0.02	0.05	0.00
-	特定施設不明	36	0.11	0.42	1.99	0.00
	合計	6,317	0.03	0.12	2.50	0.00

表5.2(14) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	13	3.44	11.60	42.00	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	132	102.45	396.65	3,000.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	340	25.18	123.46	1,400.00	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	175	40.41	239.38	3,000.00	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	175	9.99	36.13	226.00	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	59	10.56	54.96	400.00	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	23	2.41	6.82	30.00	0.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	19	24.36	72.31	300.00	0.00
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	22	0.34	0.52	1.90	0.00
10	飲料製造業の用に供する施設	198	16.62	133.87	1,768.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	27	6.55	27.28	140.00	0.00
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	12	0.20	0.54	1.90	0.00
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	14	13.69	47.88	180.00	0.00
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	5	0.28	0.41	0.90	0.00
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	43	32.52	125.21	700.00	0.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	80	43.18	168.48	926.30	0.00
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	1	0.52	-	0.52	0.52
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	51	31.65	148.39	995.00	0.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	3	0.13	0.13	0.28	0.03
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	104	10.66	48.74	460.00	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	20	0.14	0.40	1.80	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	8	24.23	66.98	190.00	0.03
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	3	0.06	0.07	0.13	0.00
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	97	15.90	88.57	763.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	21	68.39	223.35	900.00	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	11	1.77	3.98	12.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	2	0.05	0.01	0.05	0.04
26	無機顔料製造業の用に供する施設	13	2.62	8.27	30.00	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	62	0.66	2.14	13.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	5	26.01	58.13	130.00	0.00
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
30	発酵工業の用に供する施設	6	0.20	0.40	1.00	0.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	3	0.02	0.02	0.03	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	5	0.32	0.46	1.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	55	2.66	13.60	100.00	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	7	0.36	0.52	1.40	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	3	3.40	5.72	10.00	0.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	4	9.08	17.95	36.00	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	17	3.37	10.42	43.11	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	1	1.00	-	1.00	1.00
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	3	0.20	0.35	0.60	0.00
41	香料製造業の用に供する施設	7	17.39	45.25	120.00	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	4	0.10	0.11	0.25	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	76	24.20	122.47	1,000.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	116	11.86	87.42	900.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	5	0.05	0.06	0.16	0.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	5	0.08	0.13	0.30	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

大腸菌群数 単位:千個/m

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	13	3.10	10.79	39.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	31	140.03	680.65	3,800.00	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	4	159.58	170.56	400.00	0.00
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	57	10.93	60.77	457.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	30	24.92	105.45	580.00	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	26	1.20	5.88	30.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	4	2.55	4.97	10.00	0.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	31	13.16	52.29	283.00	0.00
59	砕石業の用に供する施設	5	5.56	8.75	20.00	0.00
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	4	1.25	2.50	5.00	0.00
61	鉄鋼業の用に供する施設	43	7.42	24.53	111.75	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	33	5.97	25.57	143.50	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	326	28.60	232.98	3,000.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	14	0.02	0.03	0.10	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	5	1.83	2.54	5.50	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	153	2.49	17.94	214.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	748	11.92	95.45	2,300.00	0.00
66	電気めっき施設	200	10.03	46.63	350.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	1,112	25.32	170.15	2,700.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	128	46.51	311.27	2,500.00	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	114	44.75	289.74	3,000.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	414	33.48	168.60	1,800.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	1	0.40	-	0.40	0.40
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	144	64.06	318.05	3,000.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	241	12.27	80.31	1,134.00	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	77	13.45	50.94	300.00	0.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	7	0.27	0.56	1.50	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	17	59.01	192.55	790.00	0.00
70	廃油処理施設	1	11.00	-	11.00	11.00
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
71	自動式車両洗浄施設	31	35.83	170.57	950.00	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	491	12.00	92.77	1,210.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	50	1.73	7.64	39.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	45	6.23	15.95	77.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	72	33.92	136.06	848.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	6	2.20	5.29	13.00	0.00
72	し尿処理施設	6,856	10.59	101.70	3,896.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,878	6.49	56.31	1,600.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	175	29.83	210.12	2,400.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	1,444	25.20	236.74	4,800.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	5	0.05	0.09	0.20	0.00
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	202	6.99	37.42	368.30	0.00
-	特定施設不明	68	7.81	34.11	240.00	0.00
	合計	17,368	16.34	141.07	4,800.00	0.00

表5.2(15) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	総窒素 単位:mg/ 最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	34	8.13	24.16	140.20	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	116	68.00	75.00	408.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	313	11.49	13.36	109.00	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	177	15.23	16.90	100.00	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	183	6.75	8.53	60.00	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	78	10.55	10.14	58.00	0.28
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	27	4.27	5.63	26.70	0.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	27	6.19	6.45	29.60	0.80
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	14	3.68	3.86	14.00	0.10
10	飲料製造業の用に供する施設	218	5.20	8.50	89.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	20	20.52	21.07	72.00	1.50
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	29	3.34	2.86	13.10	0.00
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	14	17.26	39.23	152.00	0.84
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	11	2.41	1.55	6.20	0.60
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	70	4.35	3.88	18.00	0.02
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	81	10.01	10.37	60.00	0.00
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	2	4.40	0.99	5.10	3.70
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	71	8.00	7.27	35.20	0.26
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	3	1.33	0.31	1.60	1.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	233	7.03	10.74	110.00	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	2	1.90	2.69	3.80	0.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	29	9.11	31.82	173.20	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	8	10.40	18.89	56.50	0.90
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	1	5.70	-	5.70	5.70
22	木材薬品処理業の用に供する施設	3	2.83	1.46	4.00	1.20
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	174	3.28	4.99	60.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	23	9.40	11.77	48.00	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	23	17.14	31.08	112.00	0.57
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	2	1.15	0.64	1.60	0.69
26	無機顔料製造業の用に供する施設	27	8.19	8.73	34.90	0.20
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	160	72.96	389.06	3,386.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	14	4.55	6.74	26.00	0.00
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	3	10.45	15.81	28.70	0.96
30	発酵工業の用に供する施設	7	6.84	8.33	21.60	0.50
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	4.60	-	4.60	4.60
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	11	5.61	6.52	19.60	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	107	4.20	4.65	20.00	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	10	15.97	24.04	78.00	0.90
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	7	20.73	20.30	55.10	2.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	6.58	4.73	13.20	1.90
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	44	5.47	8.09	37.20	0.20
38	石けん製造業の用に供する施設	1	7.30	-	7.30	7.30
39	硬化油製造業の用に供する施設	1	1.50	-	1.50	1.50
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	4	1.20	1.06	2.70	0.20
41	香料製造業の用に供する施設	9	3.72	3.09	10.90	0.89
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	5	3.36	1.83	5.50	1.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	138	7.93	14.96	104.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	119	6.13	11.33	113.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	11	9.59	14.47	47.80	1.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	5	4.74	2.58	8.10	2.30
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-



総窒素 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	34	2.90	2.79	10.70	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	44	4.87	3.94	17.30	0.40
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	2	3.90	3.67	6.49	1.30
52	皮革製造業の用に供する施設	4	39.50	32.03	84.10	11.00
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	67	4.36	5.45	28.70	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	45	3.21	3.67	22.00	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	34	4.76	11.28	60.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	5	3.44	4.34	11.00	0.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	71	3.43	5.01	38.90	0.00
59	砕石業の用に供する施設	14	1.54	1.13	3.60	0.00
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	9	1.39	0.91	3.20	0.20
61	鉄鋼業の用に供する施設	100	6.47	10.47	57.90	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	48	18.61	89.68	625.00	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	401	11.25	17.70	228.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	1	4.30	-	4.30	4.30
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	19	7.54	12.65	45.50	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	6	14.01	16.76	47.20	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	146	1.62	2.95	30.38	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	966	12.12	24.14	390.00	0.00
66	電気めっき施設	383	15.55	24.16	360.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	589	10.67	11.85	200.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	107	6.01	4.69	27.00	0.20
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	130	5.06	5.45	50.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	350	8.99	6.90	59.30	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	159	4.19	4.14	24.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	4	4.00	3.42	6.99	0.60
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	194	12.12	6.82	43.70	0.10
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	54	18.47	18.65	83.00	0.90
69-2	中央卸売市場に設置される施設	9	9.91	6.05	18.00	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	14	9.15	6.06	20.70	0.10
70	廃油処理施設	3	0.90	0.66	1.50	0.20
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	3	12.30	6.18	17.00	5.30
71	自動式車両洗浄施設	40	7.94	9.40	36.70	0.30
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	454	10.47	13.24	74.20	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	41	9.84	14.01	93.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	49	16.37	27.75	177.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	60	10.45	19.14	110.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	7	2.84	3.32	8.50	0.00
72	し尿処理施設	5,718	12.35	10.39	142.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,875	9.71	8.44	121.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	173	15.74	27.94	197.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	1,726	16.74	12.92	140.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	6	8.91	5.48	19.20	5.00
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	226	14.05	12.56	90.00	1.00
-	特定施設不明	73	8.74	9.71	45.90	0.00
	合計	17,138	12.29	41.18	3,386.00	0.00

表5.2(16) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	36	0.17	0.48	2.30	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	95	15.58	19.28	92.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	304	2.93	4.93	67.00	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	173	3.35	6.05	61.00	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	178	1.48	1.87	10.30	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	79	2.53	4.43	34.00	0.03
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	26	0.38	0.80	3.60	0.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	27	1.39	1.68	6.10	0.05
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	14	3.20	3.75	11.10	0.00
10	飲料製造業の用に供する施設	218	1.49	2.51	15.50	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	16	0.84	1.35	5.52	0.00
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	30	0.38	0.54	2.40	0.00
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	14	3.50	7.24	28.00	0.02
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	11	2.23	2.22	6.80	0.06
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	71	1.40	1.61	7.60	0.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	83	2.19	2.80	12.60	0.00
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	2	0.28	0.17	0.40	0.16
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	71	1.72	2.32	13.00	0.01
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	2	0.12	0.17	0.24	0.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	229	0.87	1.21	7.00	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	2	0.22	0.31	0.44	0.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	30	0.24	0.41	2.12	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	8	0.38	0.27	0.80	0.06
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	1	0.30	-	0.30	0.30
22	木材薬品処理業の用に供する施設	1	0.15	-	0.15	0.15
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	174	0.29	0.75	8.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	20	1.19	1.78	7.29	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	21	0.80	1.47	6.80	0.05
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	1	0.03	-	0.03	0.03
26	無機顔料製造業の用に供する施設	26	0.37	0.86	3.50	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	151	0.44	1.04	7.60	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	14	0.15	0.14	0.44	0.00
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	3	0.19	0.19	0.40	0.05
30	発酵工業の用に供する施設	7	1.63	1.99	5.70	0.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.12	-	0.12	0.12
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	10	0.52	0.61	1.90	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	104	0.37	0.68	6.00	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	10	0.32	0.28	0.90	0.05
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	7	0.29	0.25	0.70	0.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	0.22	0.30	0.75	0.05
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	46	0.34	0.55	3.30	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	1	0.74	-	0.74	0.74
39	硬化油製造業の用に供する施設	1	0.09	-	0.09	0.09
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	4	0.08	0.09	0.20	0.00
41	香料製造業の用に供する施設	10	0.62	0.73	1.90	0.08
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	5	0.42	0.41	1.00	0.08
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	133	0.76	1.57	11.60	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	122	0.73	1.14	6.30	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	8	0.26	0.49	1.44	0.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	5	0.30	0.25	0.70	0.02
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

総燐 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	34	0.13	0.14	0.53	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	43	0.48	0.55	2.70	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	2	0.17	0.04	0.20	0.14
52	皮革製造業の用に供する施設	3	0.26	0.21	0.50	0.09
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	62	0.25	0.43	1.80	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	45	0.25	0.38	1.80	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	33	0.41	1.46	8.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	6	0.41	0.73	1.90	0.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	71	0.26	0.89	7.00	0.00
59	砕石業の用に供する施設	14	0.07	0.09	0.26	0.00
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	8	0.05	0.03	0.09	0.00
61	鉄鋼業の用に供する施設	98	0.22	0.57	4.40	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	42	0.24	0.51	2.49	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	381	0.94	2.68	45.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	1	21.00	-	21.00	21.00
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	18	0.06	0.10	0.36	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	6	0.07	0.05	0.10	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	141	0.18	0.42	2.51	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	928	0.91	2.68	53.00	0.00
66	電気めっき施設	335	1.06	1.73	10.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	584	1.91	2.00	24.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	106	1.48	0.95	4.90	0.06
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	126	2.44	2.49	15.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	344	1.56	1.30	9.34	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	161	1.90	3.16	31.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	4	0.74	1.18	2.50	0.08
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	193	2.02	1.27	12.60	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	50	3.56	3.62	12.50	0.01
69-2	中央卸売市場に設置される施設	9	1.18	0.91	2.92	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	13	1.74	1.34	4.10	0.10
70	廃油処理施設	3	0.07	0.09	0.17	0.00
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	2	1.37	0.90	2.00	0.73
71	自動式車両洗浄施設	37	0.95	1.58	6.60	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	426	1.55	2.63	33.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	40	0.18	0.29	1.40	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	47	1.03	3.89	26.40	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	60	1.10	1.99	10.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	7	0.48	0.86	2.40	0.00
72	し尿処理施設	5,499	1.81	1.98	78.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,869	1.24	1.59	42.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	158	2.04	4.44	40.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	1,721	2.12	2.22	51.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	6	0.94	0.89	2.60	0.11
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	222	1.79	1.37	7.50	0.02
-	特定施設不明	73	1.65	2.63	18.10	0.00
	合計	16,641	1.64	2.91	92.00	0.00

表5.3(1) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	カドミウム及びその化合物 単位:mg/			
			平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	12	0.00	0.01	0.02	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	9	0.01	0.01	0.02	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

カドミウム及びその化合物 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	7	0.00	0.00	0.01	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	1	0.00	-	0.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	1	0.01	-	0.01	0.01
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	8	0.00	0.00	0.01	0.00
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	8	0.01	0.02	0.05	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	12	0.01	0.01	0.02	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	37	0.01	0.02	0.10	0.00
66	電気めっき施設	8	0.00	0.00	0.01	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	75	0.00	0.01	0.03	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	6	0.01	0.02	0.03	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	1	0.01	-	0.01	0.01
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	23	0.00	0.00	0.01	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	2	0.00	0.00	0.01	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	1	0.01	-	0.01	0.01
	合計	230	0.00	0.01	0.10	0.00

表5.3(2) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

シアン化合物 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	2	0.04	0.06	0.08	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	3	0.01	0.02	0.03	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	3	0.02	0.03	0.05	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	1	0.28	-	0.28	0.28
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	15	0.03	0.10	0.40	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	1	0.02	-	0.02	0.02
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	6	0.02	0.02	0.05	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	16	0.02	0.05	0.20	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	11	0.00	0.01	0.02	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

シアン化合物 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	1	0.10	-	0.10	0.10
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.01	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	31	0.07	0.20	1.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	2	0.05	0.07	0.10	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	7	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	39	0.03	0.05	0.19	0.00
66	電気めっき施設	265	0.08	0.13	1.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	1	0.00	-	0.00	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	62	0.02	0.04	0.20	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	5	0.01	0.02	0.05	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	28	0.01	0.03	0.10	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	12	0.05	0.07	0.19	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	2	0.00	0.00	0.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	1	0.10	-	0.10	0.10
	合計	532	0.05	0.11	1.00	0.00

表5.3(3) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	1	1.48	-	1.48	1.48
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	2	0.05	0.07	0.10	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農業製造業の用に供する混合施設	1	0.00	-	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-



有機燐化合物 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	4	0.03	0.05	0.10	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	1	0.00	-	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	6	0.15	0.27	0.70	0.00
66	電気めっき施設	13	1.12	3.00	11.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	1	1.10	-	1.10	1.10
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	37	0.02	0.04	0.10	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	18	0.01	0.03	0.10	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	0.70	-	0.70	0.70
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	93	0.21	1.16	11.00	0.00

表5.3(4) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	15	0.01	0.01	0.03	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	19	0.02	0.02	0.07	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	3	0.01	0.01	0.01	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	5	0.01	0.01	0.02	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	3	0.00	0.01	0.01	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	2	0.02	0.02	0.03	0.00
49	農業製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

鉛及びその化合物 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	4	0.00	0.01	0.01	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	44	0.02	0.03	0.12	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	1	0.05	-	0.05	0.05
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	18	0.01	0.01	0.03	0.00
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	10	0.01	0.02	0.06	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	15	0.03	0.03	0.10	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	58	0.01	0.03	0.20	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	164	0.02	0.08	1.01	0.00
66	電気めっき施設	134	0.03	0.17	2.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	1	0.01	-	0.01	0.01
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	84	0.00	0.01	0.08	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	5	0.01	0.01	0.02	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	6	0.02	0.01	0.03	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	6	0.00	0.00	0.01	0.00
73	下水道終末処理施設	21	0.00	0.02	0.07	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	13	0.01	0.02	0.09	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	2	0.01	0.01	0.01	0.00
	合計	648	0.02	0.09	2.00	0.00

表5.3(5) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	16	0.08	0.25	1.00	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	17	0.01	0.02	0.05	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	4	0.03	0.05	0.10	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
49	農業製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

六価クロム化合物 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	11	0.02	0.02	0.05	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	12	0.04	0.04	0.14	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	5	0.02	0.02	0.05	0.00
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	11	0.00	0.01	0.03	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	3	0.00	0.01	0.01	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	41	0.02	0.02	0.06	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	117	0.05	0.22	2.30	0.00
66	電気めっき施設	338	0.06	0.16	2.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	1	0.04	-	0.04	0.04
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	71	0.01	0.02	0.05	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	1	0.05	-	0.05	0.05
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	22	0.00	0.01	0.05	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	12	0.03	0.04	0.10	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	1	0.00	-	0.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	1	0.00	-	0.00	0.00
	合計	714	0.04	0.15	2.30	0.00

表5.3(6) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	12	0.01	0.02	0.04	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	1	0.02	-	0.02	0.02
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	9	0.02	0.03	0.09	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	1	0.03	-	0.03	0.03
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
47	医薬品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

砒素及びその化合物 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	15	0.00	0.00	0.01	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	4	0.00	0.01	0.02	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	9	0.00	0.00	0.01	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	37	0.00	0.00	0.02	0.00
66	電気めっき施設	9	0.00	0.00	0.01	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	3	0.07	0.04	0.10	0.02
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	62	0.00	0.00	0.02	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	5	0.02	0.02	0.05	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	21	0.00	0.02	0.09	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	3	0.01	0.01	0.03	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	1	0.02	-	0.02	0.02
	合計	210	0.01	0.01	0.10	0.00

表5.3(7) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	総水銀 単位:mg/ 最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-



総水銀 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	1	0.00	-	0.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.01	0.00
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	8	0.00	0.00	0.00	0.00
66	電気めっき施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	58	0.00	0.00	0.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	1	0.00	-	0.00	0.00
72	し尿処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	20	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	126	0.00	0.00	0.01	0.00

表5.3(8) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農業製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

アルキル水銀化合物 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-	-	-	-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	0	-	-	-	-
66	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	34	0.00	0.00	0.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	0	-	-	-	-
71-4	産業廃棄物処理施設	0	-	-	-	-
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	18	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	0	-	-	-	-
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	53	0.00	0.00	0.00	0.00

表5.3(9) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

PCB 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農業製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

PCB 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-	-	-	-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	0	-	-	-	-
66	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	26	0.00	0.00	0.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	1	0.00	-	0.00	0.00
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	18	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	52	0.00	0.00	0.00	0.00

表5.3(10) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.01	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	5	0.01	0.01	0.02	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.01	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	2	0.08	0.11	0.16	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

トリクロロエチレン 単位:mg/

トリクロロエチレン 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	6	0.02	0.03	0.08	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	2	0.02	0.02	0.03	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	1	0.00	-	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	17	0.01	0.02	0.07	0.00
66	電気めっき施設	14	0.01	0.01	0.03	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	33	0.00	0.00	0.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	29	0.05	0.08	0.30	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	7	0.00	0.00	0.01	0.00
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	19	0.00	0.00	0.02	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	164	0.01	0.04	0.30	0.00

表5.3(11) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	2	0.02	0.02	0.03	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	3	0.01	0.01	0.01	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-



テトラクロロエチレン 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	1	0.02	-	0.02	0.02
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	1	0.00	-	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	5	0.01	0.01	0.03	0.00
66	電気めっき施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	28	0.01	0.01	0.07	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	34	0.00	0.00	0.01	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	4	0.00	0.01	0.01	0.00
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	19	0.00	0.00	0.01	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	124	0.00	0.01	0.07	0.00

表5.3(12) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

ジクロロメタン 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	1	0.06	-	0.06	0.06
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	7	0.00	0.00	0.01	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	4	0.01	0.01	0.02	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	1	0.05	-	0.05	0.05
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	1	0.00	-	0.00	0.00
41	香料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	14	0.00	0.01	0.02	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	12	0.00	0.01	0.03	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農業製造業の用に供する混合施設	1	0.00	-	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

ジクロロメタン 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	7	0.00	0.00	0.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	7	0.02	0.06	0.15	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	1	0.00	-	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	21	0.02	0.04	0.19	0.00
66	電気めっき施設	7	0.01	0.01	0.03	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	39	0.00	0.01	0.06	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	3	0.01	0.02	0.03	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	11	0.04	0.06	0.20	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	7	0.01	0.01	0.02	0.00
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	17	0.00	0.00	0.02	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	10	0.02	0.06	0.18	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	185	0.01	0.03	0.20	0.00

表5.3(13) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	四塩化炭素 単位:mg/ 最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

四塩化炭素 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	1	0.00	-	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	35	0.00	0.00	0.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	17	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	6	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	78	0.00	0.00	0.00	0.00

表5.3(14) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

1,2-ジクロロエタン 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	6	0.00	0.00	0.01	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	3	0.01	0.01	0.02	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	8	0.00	0.00	0.01	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	6	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農業製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

## 1,2-ジクロロエタン 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	1	0.00	-	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
66	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	34	0.00	0.00	0.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	17	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	6	0.01	0.01	0.03	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	94	0.00	0.00	0.03	0.00

表5.3(15) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

1,1-ジクロロエチレン 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	4	0.00	0.01	0.01	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農業製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-



1,1-ジクロロエチレン 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	1	0.00	-	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	0	-	-	-	-
66	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	29	0.00	0.00	0.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	17	0.00	0.00	0.02	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	0	-	-	-	-
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	58	0.00	0.00	0.02	0.00

表5.3(16) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

シス-1,2-ジクロロエチレン 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.01	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農業製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

## シス-1,2-ジクロロエチレン 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	1	0.00	-	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	2	0.04	0.05	0.07	0.00
66	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	29	0.00	0.00	0.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	17	0.00	0.01	0.04	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	0	-	-	-	-
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	58	0.00	0.01	0.07	0.00

表5.3(17) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	1,1,1-トリクロロエタン 単位:mg/ 平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農業製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

1,1,1-トリクロロエタン 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	1	0.00	-	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	4	0.08	0.15	0.30	0.00
66	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	32	0.00	0.02	0.10	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	17	0.00	0.00	0.01	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	68	0.01	0.04	0.30	0.00

表5.3(18) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	1,1,2-トリクロロエタン 単位:mg/ 平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	1	0.02	-	0.02	0.02
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

1,1,2-トリクロロエタン 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	1	0.00	-	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	0	-	-	-	-
66	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	32	0.00	0.00	0.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	17	0.00	0.00	0.01	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	0	-	-	-	-
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	62	0.00	0.00	0.02	0.00

表5.3(19) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	1,3-ジクロロプロペン 単位:mg/ 平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農業製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-



## 1.3-ジクロロプロペン 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	1	0.00	-	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	0	-	-	-	-
66	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	29	0.00	0.00	0.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	17	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	57	0.00	0.00	0.00	0.00

表5.3(20) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	チウラム 単位:mg/ 最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農業製造業の用に供する混合施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

チウラム 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	9	0.00	0.00	0.01	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-	-	-	-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
66	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	25	0.00	0.00	0.01	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	1	0.01	-	0.01	0.01
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	16	0.00	0.00	0.01	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	0	-	-	-	-
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	68	0.00	0.00	0.01	0.00

表5.3(21) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	シマジン 単位:mg/ 最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農業製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

シマジン 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-	-	-	-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	0	-	-	-	-
66	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	27	0.00	0.00	0.01	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	17	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	0	-	-	-	-
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	49	0.00	0.00	0.01	0.00

表5.3(22) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

チオベンカルブ 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-	-	-	-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	0	-	-	-	-
66	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	26	0.00	0.00	0.01	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	16	0.00	0.00	0.02	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	49	0.00	0.00	0.02	0.00

表5.3(23) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	ベンゼン 単位:mg/	
					最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	1	0.07	-	0.07	0.07
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	7	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	5	0.00	0.01	0.02	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	10	0.01	0.01	0.03	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	6	0.00	0.00	0.01	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農業製造業の用に供する混合施設	1	0.00	-	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-



ベンゼン 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	20	0.01	0.01	0.05	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	1	0.00	-	0.00	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.01	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	6	0.00	0.00	0.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	1	0.00	-	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	12	0.01	0.01	0.05	0.00
66	電気めっき施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	36	0.00	0.00	0.01	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	18	0.00	0.00	0.01	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	10	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	157	0.00	0.01	0.07	0.00

表5.3(24) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	セレン及びその化合物 単位:mg/ 平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	9	0.02	0.02	0.07	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	5	0.03	0.04	0.08	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農業製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

セレン及びその化合物 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	4	0.01	0.01	0.02	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	4	0.00	0.01	0.01	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	6	0.00	0.00	0.01	0.00
66	電気めっき施設	6	0.00	0.00	0.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	43	0.00	0.00	0.01	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	4	0.00	0.01	0.01	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	18	0.00	0.00	0.01	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	2	0.06	0.01	0.07	0.05
	合計	122	0.01	0.02	0.08	0.00

表5.3(25) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	6	0.25	0.33	0.85	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	3	0.93	1.37	2.50	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	1	0.20	-	0.20	0.20
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	3	2.37	2.04	3.60	0.02
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	4	0.45	0.29	0.83	0.20
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	2	1.70	2.40	3.40	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	6	1.58	1.86	4.30	0.16
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	1	1.30	-	1.30	1.30
26	無機顔料製造業の用に供する施設	5	2.80	3.63	9.00	0.01
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	36	5.36	17.52	89.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	2	2.70	3.68	5.30	0.10
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	11	0.79	1.43	4.00	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	2	0.10	0.14	0.20	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	2	0.10	0.13	0.19	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	2	2.90	1.41	3.90	1.90
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	17	0.66	1.18	4.60	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	18	0.66	1.41	4.60	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	2	0.67	0.78	1.22	0.12
49	農業製造業の用に供する混合施設	1	1.60	-	1.60	1.60
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

ほう素及びその化合物 単位: mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	1	4.00	-	4.00	4.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	34	1.49	2.93	9.80	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	1	1.30	-	1.30	1.30
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	25	17.59	37.54	130.00	0.00
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	14	1.31	1.50	4.90	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	8	1.02	1.25	3.50	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	64	0.49	0.98	5.40	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	1	4.10	-	4.10	4.10
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	6	0.02	0.03	0.08	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	220	1.31	2.91	27.00	0.00
66	電気めっき施設	252	1.94	3.54	36.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	1	210.00	-	210.00	210.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	1	3.98	-	3.98	3.98
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	0.17	-	0.17	0.17
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	2	0.51	0.69	1.00	0.03
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	1	0.22	-	0.22	0.22
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	71	0.16	0.52	4.20	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	2.10	-	2.10	2.10
71-4	産業廃棄物処理施設	4	0.83	0.63	1.50	0.06
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	3	1.00	1.00	2.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	6	0.65	1.40	3.50	0.00
73	下水道終末処理施設	27	0.18	0.23	0.99	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	21	1.33	1.80	6.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	4	0.40	0.27	0.60	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	1	0.12	-	0.12	0.12
	合計	895	2.11	10.62	210.00	0.00

表5.3(26) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	11	2.40	2.04	6.00	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	6	0.17	0.24	0.60	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	4	1.18	1.61	3.50	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	4	0.10	0.12	0.20	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	8	2.09	2.44	6.60	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	2	0.29	0.41	0.58	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	6	2.77	3.62	8.00	0.10
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	30	2.88	2.82	10.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.10	-	0.10	0.10
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	2	6.45	2.47	8.20	4.70
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	2	0.21	0.30	0.42	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	10	0.48	1.17	3.80	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	3	1.30	0.75	2.00	0.50
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	1	0.57	-	0.57	0.57
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	6	1.46	2.44	6.40	0.10
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	12	0.60	0.83	2.90	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	11	0.28	0.33	1.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農業製造業の用に供する混合施設	2	3.40	4.81	6.80	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

ふっ素及びその化合物 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	1	1.00	-	1.00	1.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	2	0.09	0.13	0.18	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	46	2.02	2.09	7.50	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	16	1.50	2.03	6.40	0.00
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	31	2.14	1.78	6.90	0.08
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	10	3.51	4.28	14.70	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	92	1.53	2.02	11.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	1	1.30	-	1.30	1.30
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	10	0.01	0.02	0.07	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	376	1.92	2.25	15.00	0.00
66	電気めっき施設	230	2.15	3.69	40.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	0.06	-	0.06	0.06
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	1	0.50	-	0.50	0.50
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	1	0.32	-	0.32	0.32
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	79	0.65	1.44	8.30	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	2	1.45	1.77	2.70	0.20
71-4	産業廃棄物処理施設	6	3.17	2.61	7.12	0.27
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	7	1.73	2.31	6.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	5	1.87	2.04	4.95	0.00
73	下水道終末処理施設	35	0.10	0.17	0.70	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	28	1.60	1.95	9.00	0.07
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	4	1.16	1.04	2.70	0.46
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	1	4.40	-	4.40	4.40
-	特定施設不明	4	3.69	2.54	6.00	0.07
	合計	1,113	1.75	2.57	40.00	0.00

表5.3(27) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	6	16.41	18.32	53.00	3.70
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	—	—	—	—
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	1	0.00	—	0.00	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	4	10.18	9.32	23.00	1.50
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	—	—	—	—
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	—	—	—	—
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	—	—	—	—
10	飲料製造業の用に供する施設	1	25.00	—	25.00	25.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
13	イースト製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	1	1.00	—	1.00	1.00
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	—	—	—	—
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	—	—	—	—
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	—	—	—	—
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	11	2.83	4.00	11.30	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	0	—	—	—	—
21	化学繊維製造業の用に供する施設	8	6.87	9.44	27.50	0.46
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	—	—	—	—
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	—	—	—	—
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	—	—	—	—
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	7	1.14	1.60	3.50	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	—	—	—	—
24	化学肥料製造業の用に供する施設	12	18.93	30.36	112.00	0.80
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	2	1.90	1.13	2.70	1.10
26	無機顔料製造業の用に供する施設	3	19.60	26.40	50.00	2.50
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	56	102.19	280.17	1,310.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
30	発酵工業の用に供する施設	1	2.70	—	2.70	2.70
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	5.80	—	5.80	5.80
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	7	10.12	12.78	33.70	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	19	3.42	4.00	15.20	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	4	6.95	12.73	26.00	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	1	6.30	—	6.30	6.30
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	9	7.53	6.71	20.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	—	—	—	—
41	香料製造業の用に供する施設	1	5.58	—	5.58	5.58
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	1	10.80	—	10.80	10.80
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	—	—	—	—
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	30	11.12	21.58	100.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	27	6.39	11.55	44.40	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	6	14.38	12.25	26.00	1.17
49	農薬製造業の用に供する混合施設	1	15.00	—	15.00	15.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	—	—	—	—



アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	5	1.34	1.91	4.70	0.05
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	1	5.80	—	5.80	5.80
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	—	—	—	—
52	皮革製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	15	6.41	7.38	22.13	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	—	—	—	—
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	—	—	—	—
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	1	13.00	—	13.00	13.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	4	2.68	1.95	4.53	0.00
59	砕石業の用に供する施設	0	—	—	—	—
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	—	—	—	—
61	鉄鋼業の用に供する施設	15	14.27	16.76	57.90	0.60
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	10	5.43	7.13	21.00	0.50
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	93	10.73	13.12	69.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	—	—	—	—
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	6	14.67	17.13	42.30	0.04
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	2	15.95	12.80	25.00	6.90
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	15	2.74	6.41	25.60	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	271	15.16	29.07	326.00	0.00
66	電気めっき施設	204	18.11	39.11	500.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	—	—	—	—
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	—	—	—	—
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	—	—	—	—
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	10.10	—	10.10	10.10
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	—	—	—	—
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	—	—	—	—
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	—	—	—	—
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	—	—	—	—
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	1	9.35	—	9.35	9.35
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	—	—	—	—
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	—	—	—	—
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	—	—	—	—
70	廃油処理施設	0	—	—	—	—
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	—	—	—	—
71	自動式車両洗浄施設	1	7.90	—	7.90	7.90
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	92	8.19	13.92	89.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	3	7.37	4.88	13.00	4.50
71-4	産業廃棄物処理施設	5	30.52	34.27	77.00	3.80
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	5	18.18	26.41	63.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	1	0.10	—	0.10	0.10
72	し尿処理施設	13	18.06	46.00	170.00	0.00
73	下水道終末処理施設	52	9.21	9.03	60.30	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	19	14.86	27.74	120.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	12	8.04	9.71	34.38	0.07
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	—	—	—	—
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	—	—	—	—
—	特定施設不明	2	30.60	31.68	53.00	8.20
	合計	1,069	17.50	71.32	1,310.00	0.00

**【水質汚濁物質排出量総合調査票】**

# 平成20年度 水質汚濁物質排出量総合調査票

(調査対象期間:平成19年4月1日 ~ 平成20年3月31日実績)

〒○○○-○○○○  
 △△県○○市……………  
 ○○○○株式会社△△事業場  
 排水関連ご担当者様

総務省承認No.27428
承認期限 平成20年12月31日まで
環境省水・大気環境局水環境課
経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室

環境省統一番号 □□□□□□□□	排水量、有害区分 □□ □□
代表産業分類 □□□□□□	水域番号 □□□ □□
代表特定施設コード □□ □□	補助区分 □□

**「問い合わせ番号」 = ○○○○○**

- ・今年度の値は、記入要領に従い太枠内に御記入ください。
- ・本調査票の内容は、統計以外の目的に使用しません。
- ・前年度調査の報告値が網掛け部分にプリントされていますので、参考にして下さい。
- ・問合せの際には上記の「問い合わせ番号」をお知らせ下さい。
- ・提出は原票を返信用封筒にて御返送下さい。

**【提出期限 平成20年10月31日】**

## 1 工場・事業場の概要

①工場・事業場名					
②所在地	〒 TEL				
③記載担当者	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">所属</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">氏名</td> <td style="text-align: center;">TEL — —</td> </tr> </table>	所属		氏名	TEL — —
所属					
氏名	TEL — —				
<b>④産業分類</b> (産業分類が正しくない場合、□ 内に×を記入してください。) <input type="checkbox"/> □□□□□□ <input type="checkbox"/> □□□□□□ <input type="checkbox"/> □□□□□□ <input type="checkbox"/> □□□□□□ <input type="checkbox"/> □□□□□□  上記以外の産業分類に該当する場合、下欄にその内容を記入してください。 <input type="checkbox"/> 新 □□□□□□ ( )					





#### 4 有害物質使用・製造の有無、排水濃度等

- ・使用(原料とする製品の使用も含む)又は製造している有害物質が対象となります。
- ・有害物質名(※)には他に呼び方がある場合がありますので、記入要領で御確認ください。
- ・「㉔排出方法」には各有害物質別に下記のコードを参考に丸を記入して下さい。「㉔使用の有無」、「㉔製造の有無」において、いずれも「無」の有害物質については空欄としてください。
  - 1: 処理後の排水は公共用水域(川、海など)へ排水している。
  - 2: 廃棄物処理業者が(廃液などを)回収している。
  - 3: 処理後の排水は下水道へ排水している。
  - 4: その他
- ・「㉔排水濃度」は「㉔排出方法」において「1: 処理後の排水は公共用水域(川、海など)へ排水している。」を選択した有害物質のみ、排水濃度(複数回測定している場合には最大の値)を御記入ください。なお、前年度報告があった場合には、その報告値があらかじめ網掛け部分にプリントされていますので、参考にして下さい。
- ・詳細については記入要領を参照ください。

項番	有害物質名	有害物質の								㉔排水濃度(mg/l)															
		㉔使用		㉔製造		㉔排出方法																			
		有	無	有	無	1	2	3	4																
01	カドミウム及びその化合物	1	2	1	2	1	2	3	4																
02	シアン化合物	1	2	1	2	1	2	3	4																
03	有機燐化合物 (※)	1	2	1	2	1	2	3	4																
04	鉛及びその化合物	1	2	1	2	1	2	3	4																
05	六価クロム化合物	1	2	1	2	1	2	3	4																
06	砒素及びその化合物	1	2	1	2	1	2	3	4																
07	総水銀	1	2	1	2	1	2	3	4																
08	アルキル水銀化合物	1	2	1	2	1	2	3	4																
09	PCB	1	2	1	2	1	2	3	4																
10	トリクロロエチレン (※)	1	2	1	2	1	2	3	4																
11	テトラクロロエチレン (※)	1	2	1	2	1	2	3	4																
12	ジクロロメタン (※)	1	2	1	2	1	2	3	4																
13	四塩化炭素 (※)	1	2	1	2	1	2	3	4																
14	1,2-ジクロロエタン (※)	1	2	1	2	1	2	3	4																
15	1,1-ジクロロエチレン (※)	1	2	1	2	1	2	3	4																
16	シス-1,2-ジクロロエチレン(※)	1	2	1	2	1	2	3	4																
17	1,1,1-トリクロロエタン (※)	1	2	1	2	1	2	3	4																
18	1,1,2-トリクロロエタン (※)	1	2	1	2	1	2	3	4																
19	1,3-ジクロロプロペン	1	2	1	2	1	2	3	4																
20	チウラム (※)	1	2	1	2	1	2	3	4																
21	シマジン (※)	1	2	1	2	1	2	3	4																
22	チオベンカルブ (※)	1	2	1	2	1	2	3	4																
23	ベンゼン	1	2	1	2	1	2	3	4																
24	セレン及びその化合物 (※)	1	2	1	2	1	2	3	4																
25	ほう素及びその化合物	1	2	1	2	1	2	3	4																
26	ふっ素及びその化合物	1	2	1	2	1	2	3	4																
27	アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1	2	1	2	1	2	3	4																
										前回報告値															

調査は以上で終了です。この調査票を返信用封筒に入れ、御返送下さい。  
ありがとうございました。

## 水質汚濁物質排出量総合調査について

### はじめに

この調査は、水質汚濁防止法に定める特定施設を有する工場又は事業場における、水質汚濁物質の排出実態を把握することにより、水質汚濁防止法の施行上の基礎資料を得ることを目的としたもので、環境省及び経済産業省が実施するものです。次頁以降に示す記入要領に従って調査票に御記入の上、下記期限までに御回答くださるようお願いいたします。

なお、御回答いただいた個別の調査票の内容は秘密扱いとし、外部に公表することはありません。報告されたデータをもとに特定施設分類別や産業分類別にデータを集計し、その集計結果を調査結果概要として公表いたしますので、報告される内容は正確をお願いいたします(平成19年度調査結果概要は、環境省HP上に公表しております。)。この公表資料から個々の事業場の特定は不可能ですので、御理解の上、御協力をお願いいたします。

また、報告されたデータを根拠として、法に基づいた罰則等は適用されませんので、各事業場の正確なデータを御記入くださいますようお願いいたします。

### 記

- 調査票提出期限** 平成20年10月31日まで
- 調査対象期間** 調査の対象となる期間は、平成19年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間)です。
- 調査対象事業場** 本調査では、水質汚濁防止法に定める特定施設を有する工場又は事業場(特定事業場)のうち、日間平均排水量が50m<sup>3</sup>以上のもの又は有害物質使用特定事業場を対象としています。なお、特定施設を有していても下水道(合流式、分流式)に全量排水している工場又は事業場は調査対象とはなりません。
- 本件の問合せ先** 本件に関する質問等の一切は、下記 東レエンジニアリング(株) が一括して対応させていただきます。なお、本調査は、環境省水・大気環境局水環境課(担当：豊住、深津)の請負調査として実施しています。

会社名：東レ エンジニアリング株式会社  
 住所：〒520-0842 滋賀県大津市園山1丁目1番1号  
 電話番号：077-533-7363 (受付：10/1～10/31の平日 9:30～12:00、13:00～17:00)  
 F A X：077-537-6423 E-mail：assessment@toray-eng.co.jp  
 担当者：間鍋(かたへ)

なお、当社(委託会社)のホームページ <http://www.toray-eng.co.jp/env> でも、記入方法等を御案内しております。

また、調査の照会方法や調査票の様式など、調査の改善のための御意見がある場合は、下記連絡先宛て御提出下さい。

連絡先：環境省 水・大気環境局 水環境課  
 F A X：03 3593-1438  
 電子メール：mizu-kanri@env.go.jp

## 【 調査票の記入要領 】

太枠で囲まれた欄のみ記入してください。

数字は1文字につき1マスを用いて、小数点があれば小数点も1つのマス目を使用してください。  
調査票の中で、網掛け欄に記載されているデータは、前回調査において御記入いただいたものであり、今回の参考にしてください。なお、空欄となっている場合は、前回調査の報告を頂いていない事業場です。今年度調査につきましては、必ず御回答いただけるようお願いいたします。

以下、記入に当たっての細部説明を項目ごとに述べますので、充分御理解の上、記入してください。

### 1. 工場・事業場の概要

- 工場・事業場名** 記載内容を御確認ください。
- 所在地** 記載内容を御確認ください。
- 記載担当者** 記載内容について問い合わせる場合のためのものです。記載担当者の所属・氏名、連絡先電話番号をはっきりと御記入ください。
- 産業分類** 前年度調査の結果等をもとに各事業場5つまで印字されていますが、該当しないものがあれば、それぞれ左の欄に×を記入してください。  
また、主に行われている事業で記載されていないものがあれば、その内容を一番下の欄に記入するとともに、産業分類番号が分かる場合は、左の4桁の欄に分類番号を記入してください。その場合、産業分類は主なものを5つまでデータ化しますので、既に産業分類が5つ記載されている場合は、削除してよい産業分類の欄に×を記入してください。

産業分類は、総務省が告示する「日本標準産業分類」の項目のうち細分類項目を指します。

日本標準産業分類は、統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、昭和24年に制定されました。その具体的な内容は、事業所において行われる農業、建設業、製造業、卸売業、小売業、金融業、医療、福祉、教育、公務などすべての経済活動を、大分類、中分類、小分類及び細分類の4段階に分類したものであります。産業構造の変化に伴い改正を重ね、最新は平成20年4月1日から適用されています。

なお、詳細は総務省ホームページ <http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19index.htm> に掲載しております。

- 事業場の稼働状況** 平成20年3月31日現在における事業場の稼働状況について、下記より稼働コードを選んで欄に番号を記入してください。  
なお、分流式下水道に全量排水する事業場も、「2」となります。

稼働状況	稼働コード
稼働（今回の調査対象となります）	1
下水道に全量接続（公共用水域への排出はない）	2
H20.3.31 現在建設中で稼働していない	3
休止（稼働を再開する見込みはあるが停止中）	4
廃止（稼働を再開する見込みはない場合も含む）	5
その他（誤って郵送されてきたなど）	9



## 事由発生年月

「事業場の稼働状況」において、「1（稼働）」及び「9（その他）」を選択された場合は、記入する必要はありません。それ以外の場合は、その事由が発生した年月を御記入ください。なお、「3（建設中）」を選択された場合は、稼働予定年月を記入してください。時期がはっきりしない場合は、おおよその時期で結構ですが、届出等の提出日を参考とするようにしてください。

**以下は、「事業場の稼働状況」において「1（稼働）」を選択された場合のみ、御記入ください。「1（稼働）」以外を選択された場合は、以下は記入する必要はありません。**

## ～ 規模の指標について

すべて平成20年3月31日現在の状況で記入してください。

### 延床面積

工場又は事業場の建築物の総床面積を記入してください。なお、住宅団地等の場合は、関係している住宅の延床面積の合計を記入してください。

### 従業員数等

従業員数（常用労働者と個人事業主及び無給家族従業者の合計）を記入してください。なお、水道施設の場合は給水人口、集合型生活排水処理施設（下水道終末処理施設、集落排水施設、コミュニティプラント、浄化槽など）の場合は処理対象区域の利用人口、学校の場合は職員数と生徒数の合計となります。

### 出荷額等

平成19年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間）における工場又は事業場の出荷額（出荷額がない場合は、収入額、年間予算額、年間取扱額等）を1万円単位で御記入ください。なお、住宅団地の場合は記入不要です。

### ～ 飼育頭数

畜舎（豚・牛・馬）のある事業場のみ記入してください。平成19年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間）における通常の家畜の飼育頭数を頭単位で記入してください。

### その他の指標

記入の必要のある工場又は事業場については、記入していただく指標とその単位がすでに印字されています。印字がない場合は、記入の必要はありません。

## ～ 稼働状況について

工場又は事業場全体の稼働状況を把握するものです。複数設備を有する工場又は事業場においては、いずれかひとつでも施設が稼働していれば稼働日数、稼働時刻に計上してください。

### 月別稼働日数

平成19年4月から平成20年3月までの各月における工場又は事業場の稼働日数と年間の合計値を御記入ください。

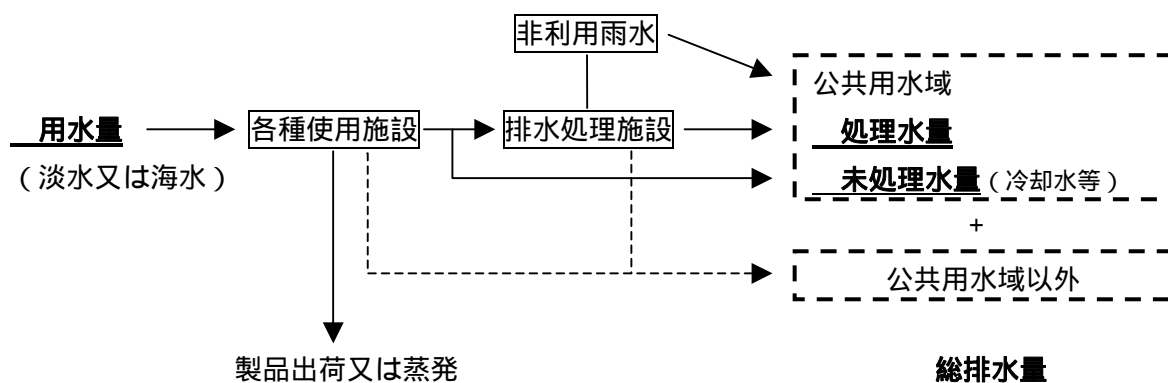
### 稼働時刻

平均的な日における工場又は事業場の稼働時刻を、0時（午前零時）から24時（午後12時）で御記入ください。なお、終日稼働している場合は、始時を0：00、終時を24：00としてください。

## 2. 用排水量及び排水処理方法

ここでは、一日当たりの用排水量 について、 用水量、 総排水量、 処理水量及び 未処理水量（いずれも単位は  $m^3/日$ ）に分けて記入してください。ただし、 処理水量及び 未処理水量については、河川など公共用水域への排出分のみを記入してください。

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間に、事業所で使用、排出した用排水量を操業日数で除したもの



注1) 公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接する水路等で下水道以外のものをいいます。

注2) 水道施設(64の2(水質汚濁防止法施行令別表第一の特定施設番号。括弧内の数字において以下同じ。))において、用水量には浄水される水量も含まれます。

注3) し尿処理施設(72)、下水道終末処理施設(73)において、用水量には処理対象となる受入し尿や下水の量は含まませんが、希釈水等として使用する水は含むこととします。一方、～は、事業場から排出されるすべての水を対象とします。

注4) 廃油処理施設(70)、産業廃棄物処理施設(71の4)、し尿浄化槽(72)、共同処理施設(74)のみが設置されている事業場においては、注3)に準じて、処理対象として受け入れる廃油、廃酸・廃アルカリ、し尿等又は特定事業場から排出される水は 用水量には含まませんが、希釈水等として使用する水は含むこととします。一方、～は、事業場から排出されるすべての水を対象とします。

### 排水処理方法

各排水口から排水処理をして排出を行う場合、その主な排水処理方法を下記の処理コードから選択し、記入してください。

排水処理方法の種類	処理コード
活性汚泥	01
その他の生物処理	02
凝集沈澱、凝集浮上、加圧浮上	03
砂ろ過	04
オゾン処理	05
活性炭	06
油水分離	07
その他の高度処理	08
沈澱、中和、無機物の除去を主たる目的とした処理等 (上記のいずれにも該当しない場合のみ)	09

### 3. 排水濃度等

ここでは、工場又は事業場の排水口からの排水について記入していただきます。ここで、排水口とは、工場又は事業場から河川や海域等の公共用水域へ排出されるもの全てを指します。したがって、非利用雨水排水など事業に直接関係のないものも含まれますが、この非利用雨水排水などについて、排水濃度等の測定をされていない場合は、これを除いて排水濃度を算出してください。

#### 21 排水濃度等

各項目における平均的な排水濃度(1年間の平均値など)を記入してください。ただし、定量限界以下の場合は、記入欄に「ND」と記入してください。事業場内において、公共用水域に排出する排水口が複数ある場合、平均的な排水濃度とは、工場又は事業場内にあるそれぞれの排水口からの排水量と排水濃度とから次のように平均値を算出し、その値を記入してください。

#### <平均的な排水濃度の算出方法>

排水口1 (排水量 $Q_1$  排水濃度 $C_1$ )  
排水口2 (排水量 $Q_2$  排水濃度 $C_2$ )  
排水口3 (排水量 $Q_3$  排水濃度 $C_3$ )  
:  
:  
:  
排水口N (排水量 $Q_N$  排水濃度 $C_N$ ) の場合、

平均的な排水濃度 $C$ は、

$$C = \frac{Q_1 \times C_1 + Q_2 \times C_2 + Q_3 \times C_3 + \dots + Q_N \times C_N}{Q_1 + Q_2 + Q_3 + \dots + Q_N}$$

となります。

ただし、排水濃度が定量限界以下(ND)の場合は、排水濃度は0として計算してください。

注1) 水素イオン濃度(pH)については、1から14の範囲内で数値を記入してください。

(この範囲を超える数値は存在しないためです。)

注2) 大腸菌群数の単位は、「 $\times 1000$  個/cm<sup>3</sup>」であるため、記入の際には充分御注意ください。

なお、cm<sup>3</sup>=mlです。

(例: 500 個/cm<sup>3</sup>の場合 0.5 と記入してください。)

### 4. 有害物質使用・製造の有無、排水濃度等

ここでは、有害物質を使用(原料とする製品を使用も含む)又は製造している事業者のみが対象となります。なお、調査票に記載されている有害物質名については、別の呼び方が用いられていることがあります。次項表に代表的な例を示しましたが、該当する物質がないか充分御確認いただきますようお願いいたします。

22 使用の有無、23 製造の有無、24 排出方法について、前回調査において御回答いただいた項目には、あらかじめ回答欄に がついています。当該箇所を訂正する場合は、 を—のように抹消したうえで、該当する番号に をつけてください。

項番	項目名	別名の例
03	有機燐化合物	パ <sup>o</sup> ラチオ、メ <sup>o</sup> ル <sup>o</sup> ラチオ、メ <sup>o</sup> ル <sup>o</sup> ジ <sup>o</sup> マト、EPN
10	トリクロエレン	トリレン、三塩化エレン、三塩化エテン、トリクロライド <sup>o</sup>
11	テトラクロエレン	パ <sup>o</sup> -ケル <sup>o</sup> 、四塩化エレン、パ <sup>o</sup> -クロエレン
12	ジ <sup>o</sup> クロメタン	塩化メレン、ジ <sup>o</sup> ケルメタン、メレンクロライド <sup>o</sup> 、二塩化メレン、メレンジ <sup>o</sup> クロライド <sup>o</sup>
13	四塩化炭素	四塩炭、四クロメタン、ペンジ <sup>o</sup> ホルム
14	1,2-ジ <sup>o</sup> クロエタン	二塩化エタン、二塩化エレン、エレンジ <sup>o</sup> クロライド <sup>o</sup>
15	1,1-ジ <sup>o</sup> クロエレン	クロエレン、1,1-ジ <sup>o</sup> クロエテン、塩化ビ <sup>o</sup> リデン、ビ <sup>o</sup> リデンクロライド <sup>o</sup>
16	シス-1,2-ジ <sup>o</sup> クロエレン	シス-1,2-ジ <sup>o</sup> クロエテン
17	1,1,1-トリクロエタン	メ <sup>o</sup> ル <sup>o</sup> クロホルム
18	1,1,2-トリクロエタン	-トリクロエタン
20	チウラム	テトラメ <sup>o</sup> ル <sup>o</sup> チウラムジ <sup>o</sup> スルフィド <sup>o</sup> 、ゲ <sup>o</sup> リンチオノック、チオノック、チウラム、ホ <sup>o</sup> マ <sup>o</sup> ール <sup>o</sup> フ
21	シマジン	2-クロ <sup>o</sup> -4,6-ピ <sup>o</sup> ス(エ <sup>o</sup> ル <sup>o</sup> アミ <sup>o</sup> ノ)-s-トリアジ <sup>o</sup> ン
22	チオベンカルブ	S-4-クロ <sup>o</sup> ベンジ <sup>o</sup> ル=N,N-ジ <sup>o</sup> エ <sup>o</sup> ル <sup>o</sup> チオカルバ <sup>o</sup> マ <sup>o</sup> ト
24	セレン	セ <sup>o</sup> ニウム

## 22 使用の有無

当該物質を使用している場合は、使用量の多少にかかわらず、「1」を で囲んでください。使用していない場合は、「2」を で囲んでください。また、当該物質を原料とする製品を使用している場合も使用しているものとみなします。

## 23 製造の有無

当該物質を製造している場合は、製造量の多少にかかわらず、「1」を で囲んでください。製造していない場合は、「2」を で囲んでください。また、当該物質を含む製品を製造している場合も製造しているものとみなします。

## 24 排出方法

それぞれの有害物質を含むおそれのある汚水等がどのように排出されているかについて、下表の中から該当するコードを選択し、番号を で囲んでください。

なお、「22 使用の有無」及び「23 製造の有無」において、いずれも「無」の項目については空欄としてください。

排出方法	排出コード
処理後の排水は公共用水域（川、海など）へ排出している。	1
廃棄物処理業が（廃液などを）回収している。	2
処理後の排水は下水道へ排水している。	3
その他	4

「25 排水濃度」は、「24 排出方法」において「1：処理後の排水は公共用水域（川、海など）へ排出している。」を選択された項目のみ、御記入ください。

## 25 排水濃度

工場又は事業場からの排水水について、排水濃度を分析している項目があれば、その項目について排水濃度を記入してください。ただし、定量限界以下の場合は、記入欄へは「ND」と記載し、排水濃度データが複数ある場合は、平成19年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間）において最大のものを記入してください。なお、網掛け欄に記載されているデータは、前回調査において御記入いただいたものであり、参考としてください。排水濃度を分析していない項目については、空欄のままで結構です。

その他、御不明な点等ございましたら、問合せ先にお問い合わせください。  
御協力ありがとうございました。

